

遠賀・中間地域広域行政事務組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

中 間 市
水 巻 町
芦 屋 町
岡 垣 町
遠 賀 町

遠賀・中間地域広域行政事務組合

平成30年3月

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨・目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間・目標年度	3
第4節 計画の範囲	3
第2章 地域の概要と将来構想	4
第1節 地域の概要	4
第2節 地域の基本構想	10
第3章 ごみ処理・処分の現状と課題	13
第1節 ごみ処理行政の動向	13
第2節 ごみ処理・処分の現状	19
第3節 ごみ処理・処分の課題	58
第4章 人口及びごみ排出量等の将来予測	59
第1節 人口の将来予測	59
第2節 ごみ排出量の将来予測	60
第5章 ごみ減量化等の数値目標	61
第1節 国・県等の一般廃棄物減量化目標	61
第2節 本組合地域における数値目標	62
第6章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	69
第1節 基本方針	69
第2節 ごみの計画処理区域と処理主体	70
第3節 排出抑制・再資源化計画	71
第4節 収集・運搬計画	73
第5節 中間処理計画	75
第6節 最終処分計画	77
第7節 その他の計画	78
第8節 計画の進行管理	79

第1章 計画策定の基本的事項

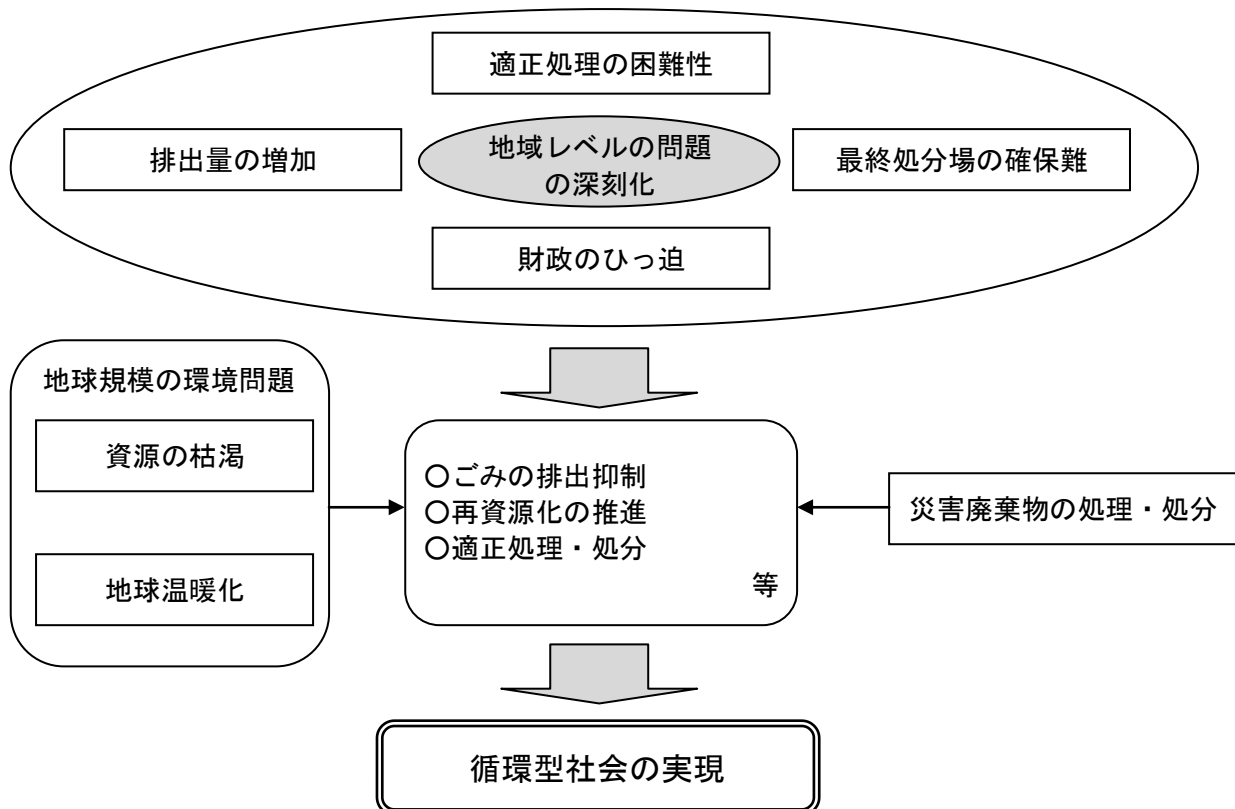
第1節 計画策定の趣旨・目的

これまでの廃棄物処理は、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境を保全し公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかし、私たちが生活の豊かさを求める結果、ごみは質的に多様化し、その排出量は増加しつづけ、ごみの適正処理の困難性や最終処分場の確保難、市町村財政のひっ迫など地域レベルの問題が深刻化するとともに、資源の枯渇や温暖化など地球規模での環境問題にも影響を及ぼすこととなっています。そこで、これらの問題を解決するため、私たちのライフスタイルや経済活動の見直しなど資源を大切にする循環型社会への転換を目指す動きが活発になってきているところです。さらに、近年は排出抑制や再使用に重点を置いた循環型社会のあり方や再生可能エネルギーの確保を目指すようになってきているほか、多発する自然災害により生じる廃棄物の処理・処分も考慮した対応が切実な問題となっています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的かつ総合的な視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）、②これに基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています（廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定）。

今回策定する計画は、遠賀・中間地域広域行政事務組合を構成する1市4町（中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町）から発生する一般廃棄物（ごみ）について適正に処理・処分することを目的として策定する「ごみ処理基本計画」に該当するものです。



第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法第6条第1項」の規定に基づき策定するものであり、本組合における一般廃棄物（ごみ）処理事業の最上位計画とします。

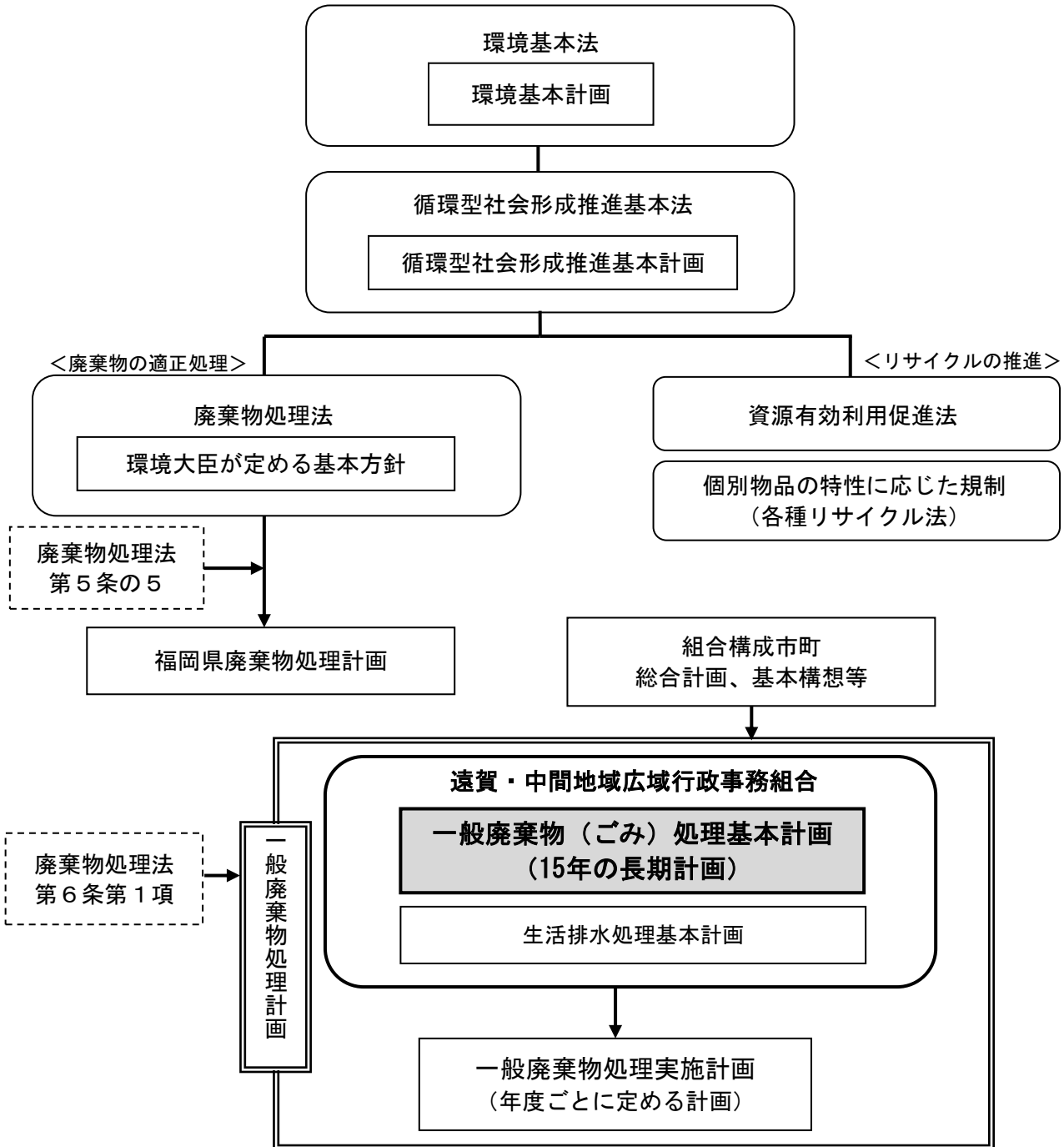


図1-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

第3節 計画の期間・目標年度

本計画では、平成29年度を初年度とし、目標年度を平成43年度とした15年間を計画期間とします。また、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、計画の進捗状況の評価を行い、計画を見直します。なお、一般廃棄物処理・処分等に関わる諸条件に大きな変動があった場合なども、必要に応じて見直すものとします。

表1-1 計画の期間・目標年度

区分\平成年度		29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
本計画	策定年度	●															
	計画の期間	←	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	→	
	計画目標年度																●
	中間目標年度					○					○						
		(2017年度)				(2021年度)				(2026年度)				(2031年度)			

第4節 計画の範囲

本計画では、市町村の処理責任に位置付けられている一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。

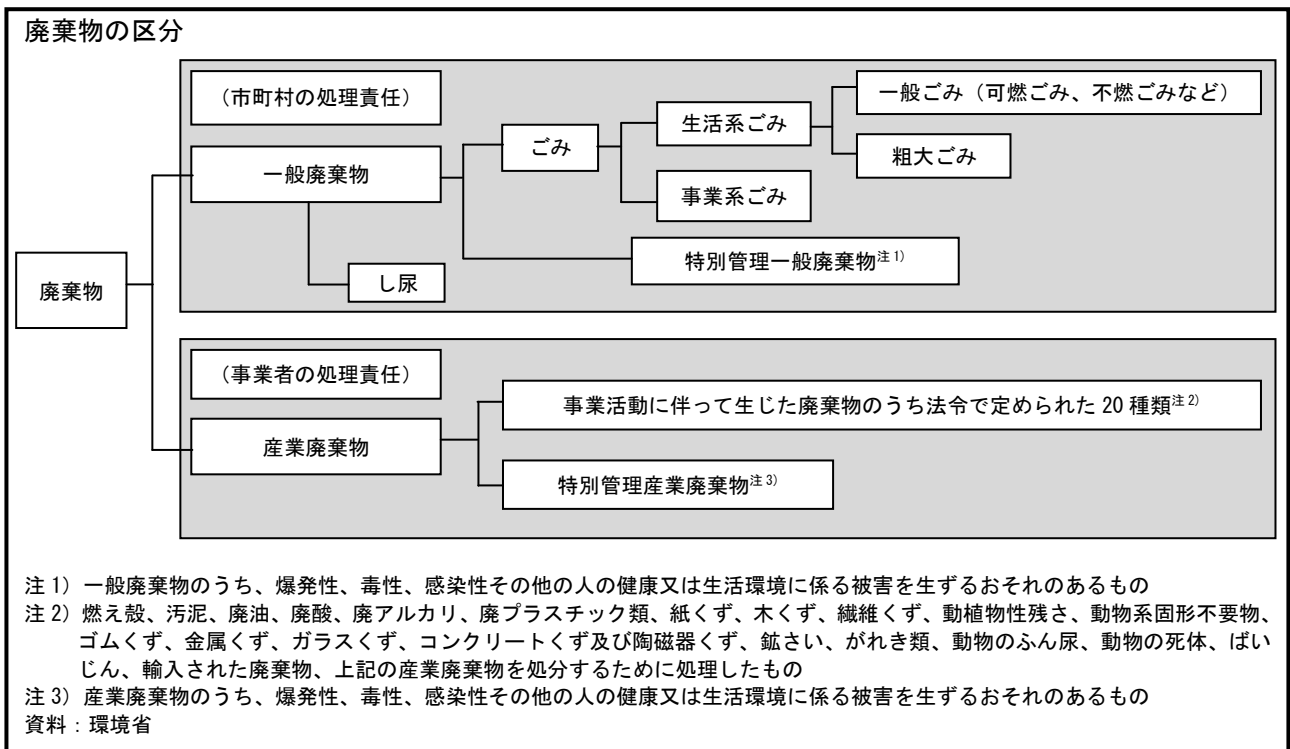


図1-2 計画対象の廃棄物

第2章 地域の概要と将来構想

第1節 地域の概要

1. 位置及び地勢

遠賀・中間地域広域行政事務組合は、1市4町（中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町）の全域を対象として、ごみの収集運搬とし尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設（ごみ中継施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設）の管理・運営を行っています。

中間市は、福岡県の北部に位置し、北九州市と遠賀郡、鞍手郡に接しています。市の中央をちょうど南北に一級河川の遠賀川が流れていることから、市域は通称「川東（かわひがし）」と「川西（かわにし）」に分かれています。北九州市側となる川東には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などを形成し、市の人口の9割が集中しています。川西の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がり、市の振興方針による工場団地が立地しています。

水巻町は、福岡県の北部に位置し、面積は11.01km²で、東は北九州市に隣接し、西は遠賀川に挟まれた南北に細長い町です。町の中央部に標高100mの小高い丘陵地があり、周囲は平坦で低湿な沖積地で、平野の中央を曲川（まがりがわ）が流れています。一帯の土地は海岸線が近く、遠賀川の氾濫（はんらん）によって沖積土が厚く堆積し、地味肥よくで、そのうえ気候も温暖なために米・野菜の栽培に適しています。遠賀川のほとりでは、秋には紅・ピンク・白のコスモスが咲き誇り、私たちの心を和ませてくれます。

芦屋町は、東を北九州市に隣接し、響灘を望む遠賀川の河口に広がる町です。町の中央部を流れる遠賀川を挟んで両極端な海岸線は、東側は奇岩景勝の磯を形成し、西側は白砂青松のなだらかな海岸となっています。いずれも多く観光客を集め、北九州都市圏の海洋レジャータウンとなっています。

岡垣町は、福岡県の北部で北九州市と福岡市の中間に位置しています。町域は東西に10.4km、南北に8.6kmで面積は48.64km²となっています。北部は響灘に面し、12kmもの松林が続く三里松原が美しい海岸を形成されていて、昭和31年、玄海国定公園に指定されました。南西部の宗像市との境界には300～400m級の山々が連なり、町の豊かな水源となっています。中央部には汐入川、東部には矢矧川が流れ、両河川の流域は農産物の産地となっています。西部・中部・東部は平野で、田園と住宅地域が広がっています。中心部には国道3号とJR鹿児島本線が通り、北九州市と福岡市を結ぶ町の主要な交通網となっています。

遠賀町は、遠賀平野の中心に位置し、古くから農耕文化が栄え、現在でも稲作を中心にイチゴやフキなど施設園芸も行なわれています。また、西端部には南北に遠賀山系が連なり、分水嶺として、西川、戸切川等が南北に流れ遠賀川で交わり響灘に注いでいます。

出典：中間市ホームページ 位置と面積
水巻町ホームページ 地勢
芦屋町ホームページ 地勢
岡垣町第2次環境ビジョン 第2章基本的事項
遠賀町ホームページ 地勢

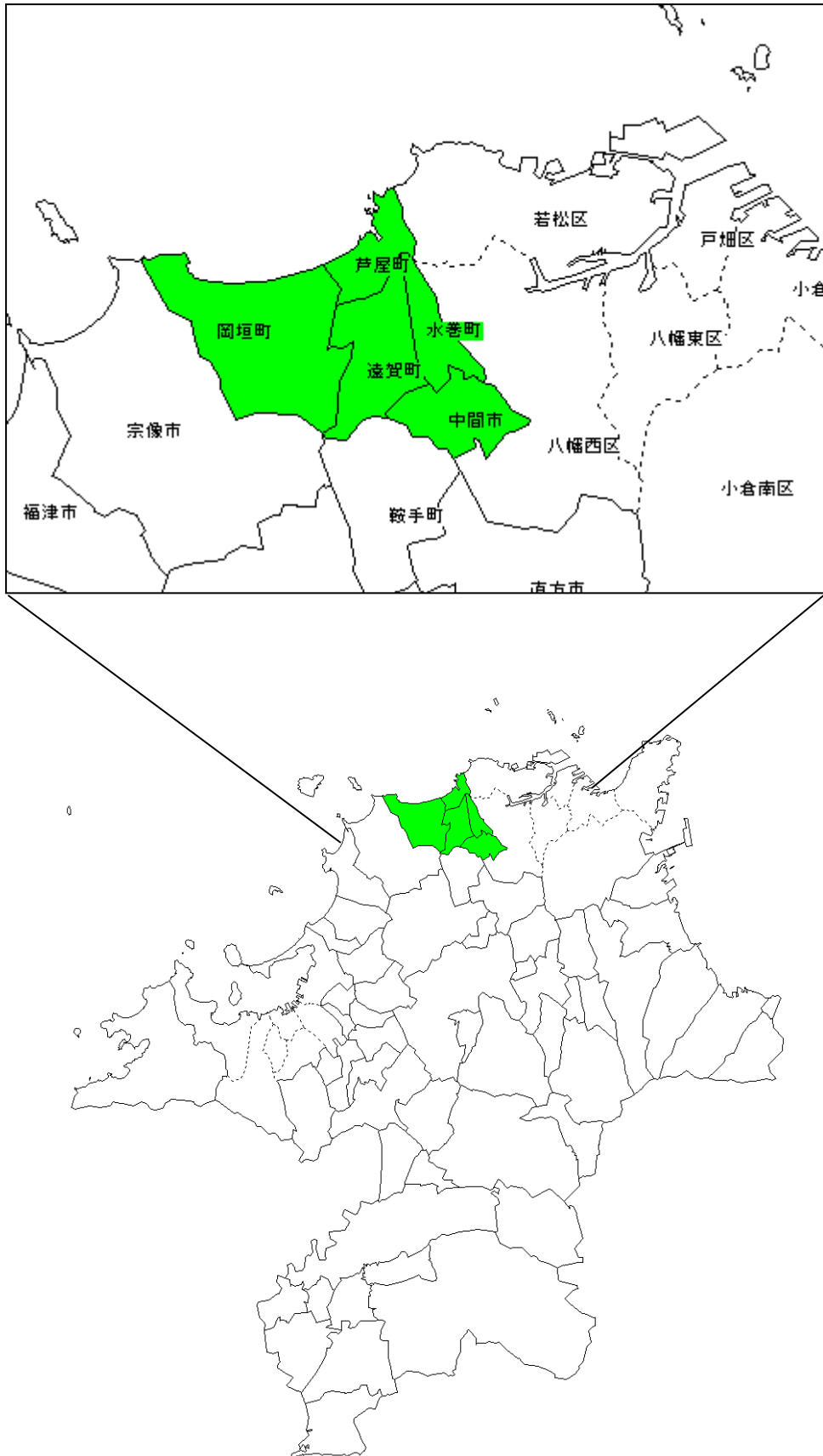


図2-1 組合を構成する1市4町の位置

2. 人口動態

組合構成市町の行政区域内人口の推移は表2-1のとおりであり、いずれの市町も緩やかな減少傾向にあります。平成28年度は中間市で42,769人、水巻町で28,903人、芦屋町で14,193人、岡垣町で32,129人、遠賀町で19,331人、地域全体で137,325人となっています。

また、年代別人口は表2-2のとおりであり、地域全体では15歳未満人口が16,784人（内訳は中間市：4,616人、水巻町：3,460人、芦屋町：1,935人、岡垣町：4,347人、遠賀町：2,426人）、15～64歳人口が75,435人（内訳は中間市：22,489人、水巻町：16,731人、芦屋町：8,164人、岡垣町：17,401人、遠賀町：10,650人）、65歳以上人口が43,066人（内訳は中間市：14,585人、水巻町：8,754人、芦屋町：4,108人、岡垣町：9,821人、遠賀町：5,798人）となっています。

年代別人口の割合でみると表2-3のとおりであり、地域全体では15歳未満が12.4%、15～64歳が55.7%、65歳以上が31.8%となっており、福岡県全体の値（15歳未満：13.3%、15～64歳：59.9%、65歳以上：25.6%）と比較すると、65歳以上の高齢者の割合が高くなっています。

表2-1 行政区域内人口の推移

(単位:人)

市町名	行政区域内人口				
	H24	H25	H26	H27	H28
中間市	44,696	44,089	43,367	43,139	42,769
水巻町	29,780	29,475	29,337	29,200	28,903
芦屋町	15,340	15,128	14,847	14,321	14,193
岡垣町	32,558	32,581	32,416	32,350	32,129
遠賀町	19,632	19,623	19,550	19,441	19,331
合計	142,006	140,896	139,517	138,451	137,325

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

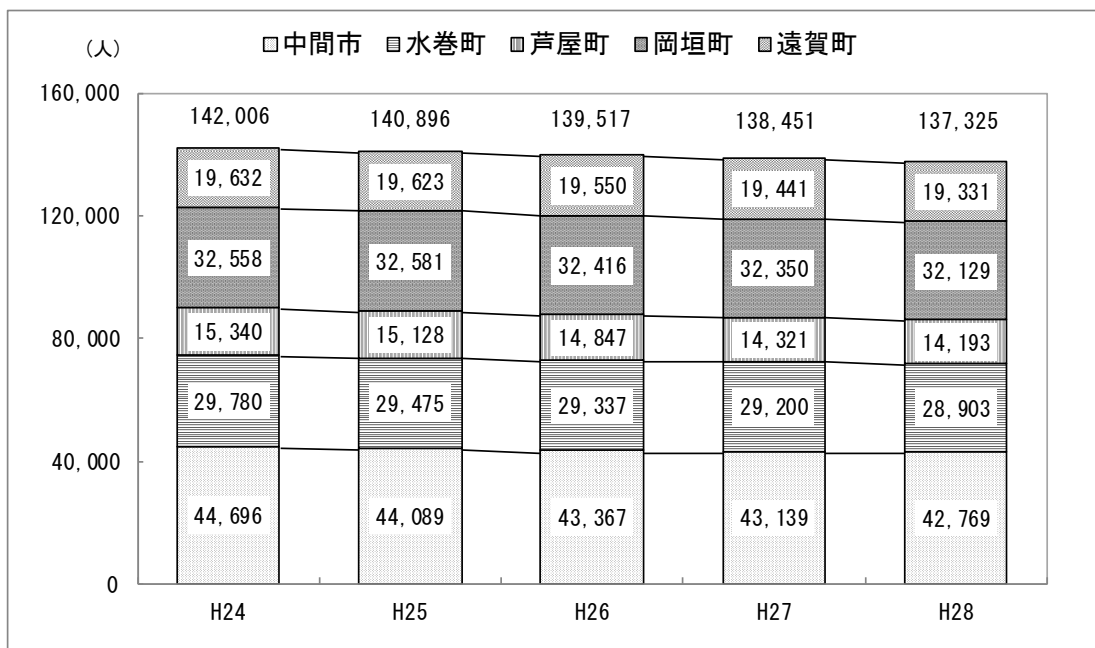


図2-2 行政区域内人口の推移

表 2 - 2 年代別人口数

(単位：人)

市町名	15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳
中間市	4,616	22,489	14,585	106
水巻町	3,460	16,731	8,754	52
芦屋町	1,935	8,164	4,108	1
岡垣町	4,347	17,401	9,821	11
遠賀町	2,426	10,650	5,798	3
合計	16,784	75,435	43,066	173
福岡県	676,045	3,057,855	1,304,764	62,892

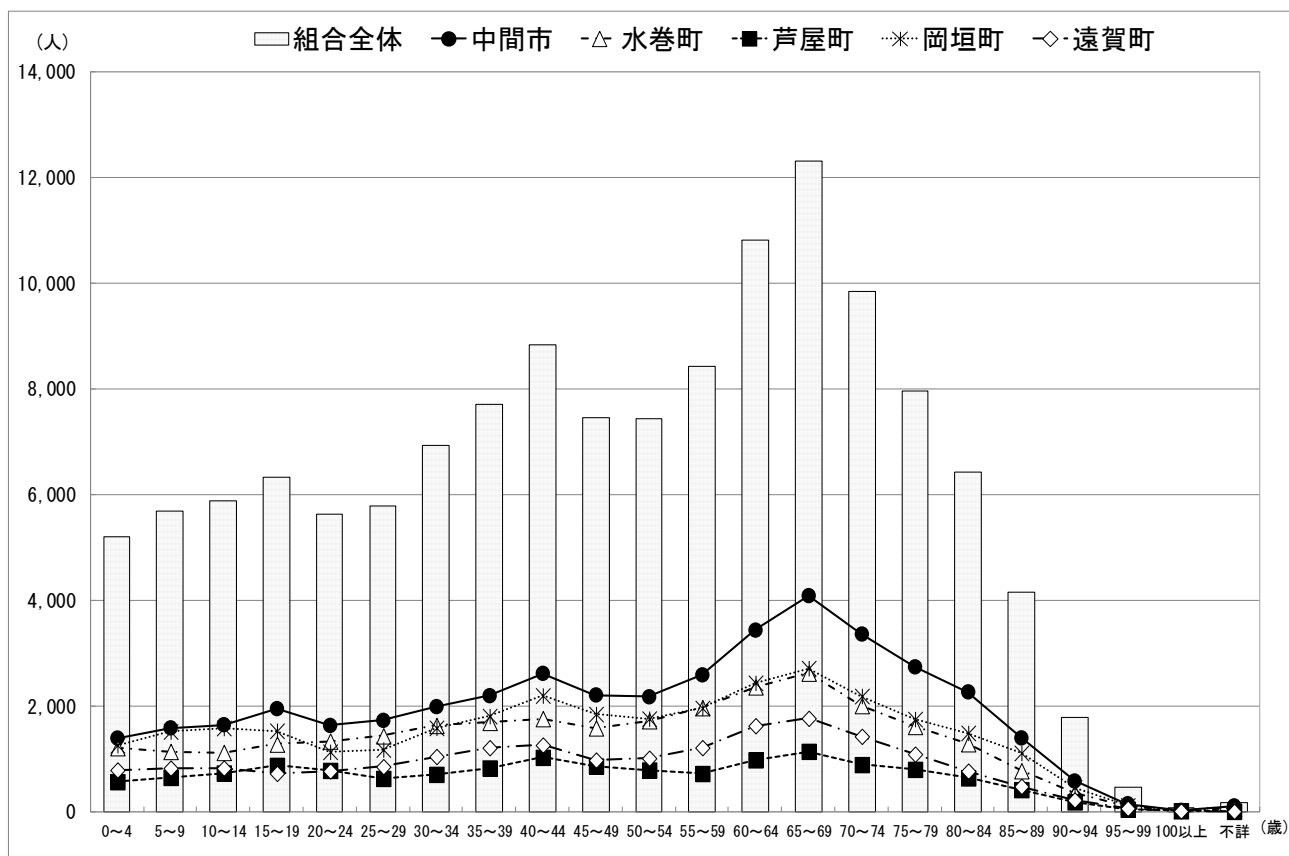
出典：平成27年国勢調査

表 2 - 3 年代別人口割合

(単位：%)

市町名	15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳
中間市	11.0	53.8	34.9	0.3
水巻町	11.9	57.7	30.2	0.2
芦屋町	13.6	57.5	28.9	0.0
岡垣町	13.8	55.1	31.1	0.0
遠賀町	12.9	56.4	30.7	0.0
合計	12.4	55.7	31.8	0.1
福岡県	13.3	59.9	25.6	1.2

出典：平成27年国勢調査



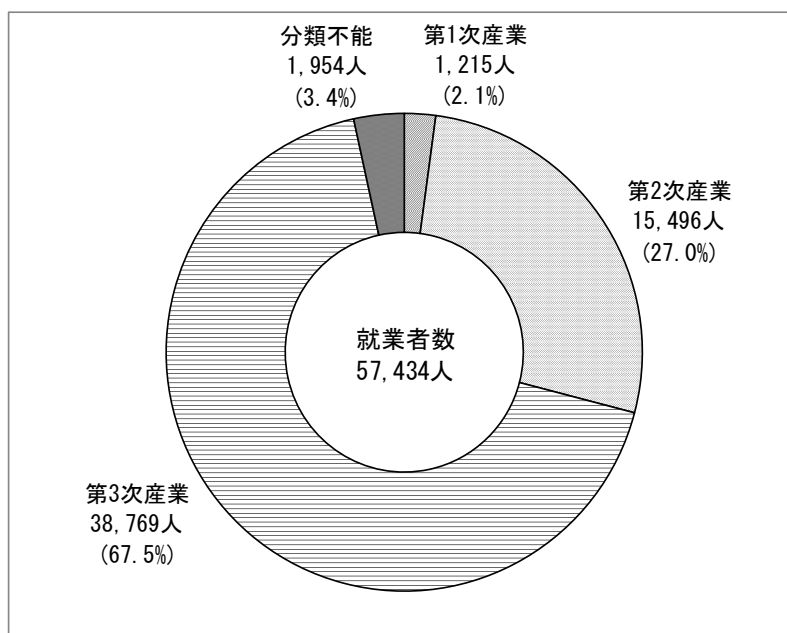
出典：平成27年国勢調査

図 2 - 3 年代別人口数 (組合全体)

3. 産業

組合地域の産業構造を就業者数構成で見ると、全体の就業者数57,434人に対し、第3次産業が67.5%と約3分の2を占めており、次いで第2次産業（27.0%）、分類不能の産業（3.4%）、第1次産業（2.1%）の順となっています。福岡県全体の値（第1次産業：2.8%、第2次産業：20.2%、第3次産業：72.1%、分類不能の産業：5.0%）と比較すると、第2次産業の割合が高くなっています。

組合構成市町別にみると、第1次産業（就業者割合）は芦屋町、岡垣町、遠賀町、第2次産業（就業者割合）は中間市、水巻町、第3次産業（就業者割合）は芦屋町、岡垣町でそれぞれ相対的に高くなっています。



出典：平成27年国勢調査

図 2-4 産業3部門別就業者数 (割合)

表 2-4 市町別産業3部門別就業者割合

(単位：%)

市町名	就業者割合			
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
中間市	0.9	30.2	66.2	2.8
水巻町	1.0	28.9	66.1	4.0
芦屋町	3.1	21.9	71.0	4.1
岡垣町	3.5	24.3	69.0	3.2
遠賀町	3.3	26.1	67.1	3.6
組合全体	2.1	27.0	67.5	3.4
福岡県	2.8	20.2	72.1	5.0

出典：平成27年国勢調査

第1次産業 農業、林業、漁業

第2次産業 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業 上記及び「分類不能の産業」以外の産業

※四捨五入の関係上、個々の計と合計が一致しない場合がある。

事業所数は、平成21年度の4,834箇所（内訳は中間市：1,600箇所、水巻町：934箇所、芦屋町：558箇所、岡垣町：898箇所、遠賀町：844箇所）に対し、平成26年度では4,698箇所（内訳は中間市：1,512箇所、水巻町：926箇所、芦屋町：529箇所、岡垣町：896箇所、遠賀町：835箇所）と、やや減少しています。

表 2 - 5 事業所数の推移

(単位：箇所)

市町名	平成18年度	平成21年度	平成26年度
中間市	1,546	1,600	1,512
水巻町	910	934	926
芦屋町	582	558	529
岡垣町	867	898	896
遠賀町	814	844	835
組合全体	4,719	4,834	4,698

出典：総務省統計局 平成18年事業所・企業統計調査（平成18年度）
 平成21年経済センサス-基礎調査（平成21年度）
 平成26年経済センサス-基礎調査（平成26年度）

4. 土地利用状況

組合地域の土地利用状況は、山林が1,983.5haと最も多く、次いで宅地1,876.6ha、田1,598.0haの順となっています。

組合構成市町別にみると、中間市、水巻町、芦屋町では宅地が最も多く、次いで田や畑の順となっています。岡垣町は全体が3,038.8haと構成市町の中で最も広く、そのうち山林が約半数を占め最も多く、次いで田、宅地の順となっています。遠賀町は構成市町の中で2番目に広く、そのうち田が半数近くを占め最も多く、次いで宅地の順となっています。

表 2 - 6 平成25年地目別土地利用状況（市町村地目別面積）

(単位：ha)

市町名	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	計
中間市	259.4	25.5	551.0	83.0	5.7	56.5	0.7	981.8
水巻町	104.8	16.0	328.3	98.2	2.4	31.4	1.0	582.1
芦屋町	47.7	57.7	158.0	46.8	12.8	38.2	0.2	361.4
岡垣町	546.2	296.3	506.7	1,537.1	17.0	131.7	3.8	3,038.8
遠賀町	639.9	87.6	332.6	218.4	25.9	135.6	0.4	1,440.4
組合全体	1,598.0	483.1	1,876.6	1,983.5	63.8	393.4	6.1	6,404.5

出典：福岡県統計年鑑（平成28年3月）

第2節 地域の基本構想

組合を構成する各市町の総合計画に定められた主な施策の中から、廃棄物処理関係の内容を抜粋すると、次のとおりであり、いずれの市町も、ごみの減量化や資源化の推進などが主要施策に位置づけられています。

表2-7 組合構成市町の総合計画に定められた廃棄物処理関係の主要施策等（1）

<p style="text-align: center;">中間市</p>	<p>【主要施策】</p> <p>1. 廃棄物の減量化、資源化の推進 平成13年4月に、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザが整備され、ごみの減量化とリサイクルの確立に向けて推進しているところである。また、ごみの減量化を推進するため、引き続き生ごみの堆肥容器の普及啓発を図り、ごみの減量化及び資源化を進めるため、新聞・ダンボールなど、資源回収団体への奨励を引き続き行う。 今後一層の施策推進のため、住民・事業者・行政などがそれぞれの役割を確立し、廃棄物の減量化、資源化の推進を図る。</p> <p>2. ごみ処理システムの構築 現在のごみ処理体系の状況を把握し、排出から収集処理処分における問題点を抽出し、一般廃棄物（ごみ）処理の現況を把握するとともに、人口及びごみ量の見通しについては、行政区域内人口、計画収集人口及び発生原単位を予測し、計画排出量とその性状を設定する。 そうしたなかで、住民・事業者・行政などが共に行うごみの減量化・資源化を含むごみ処理システムを確立する。</p>	<p>中間市第4次総合計画 （抜粋） （計画期間：平成18年度～平成27年度）</p>
<p style="text-align: center;">水巻町</p>	<p>【主要施策】</p> <p>1. ごみ処理体制の充実 長期的かつ総合的視点で、遠賀・中間地域広域行政事務組合や各市町のみならず、隣接の北九州市も含めて密接な協力体制をつくりながら、ごみの処理体制の確立とごみの減量に努める。</p> <p>2. ごみの減量化・再資源化による循環型社会の形成促進 住民一人ひとりの意識改革を行い、生ごみの堆肥化やリサイクル意識の啓発等ごみの減量化・再資源化の取り組みを進める。 ○簡易包装の推進やレジ袋の削減など身近にできる減量化活動の推進 ○ごみの分別収集の強化 ○資源循環システム（生ごみ）の検討 ○地域、学校での「ごみとなるものをつくらない（リフューズ）」「減らす（リデュース）」「くり返し使う（リユース）」「再生利用する（リサイクル）」などリサイクル意識の啓発及び実践活動の推進 ○不法投棄に対する住民参画による自主的な監視パトロールの検討 ○ダンボールコンポスト等の普及を通じた生ごみ削減</p> <p>3. 地球温暖化対策の推進 公共機関が率先して温暖化防止対策を推進するとともに、自然と地球環境にやさしい生活を実現するための、住民や企業に対して、省資源・省エネルギーの普及促進及び啓発に努める。 ○地球温暖化防止対策基本計画の策定</p>	<p>第4次水巻町総合計画 後期基本計画（抜粋） （計画期間：平成25年度～平成29年度）</p>

表 2-7 組合構成市町の総合計画に定められた廃棄物処理関係の主要施策等（2）

<p>芦屋町</p>	<p>【主要施策】</p> <p>1. 環境の保全と美化</p> <p>①総合的な環境保全対策推進のため、町の環境理念などを示した環境基本条例の制定について検討する。</p> <p>②「芦屋町地球温暖化対策実行計画（第4期）」に基づき、温室効果ガス削減についての取り組みを進める。</p> <p>③環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃を推進する。</p> <p>④遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかける。</p> <p>2. 循環型社会の推進</p> <p>①ごみ減量化・資源化を一層推進するため、資源物回収活動奨励金や生ごみ処理容器等購入補助金、資源物拠点回収などといった取り組みを推進する。</p> <p>②ごみの減量化・資源化に関する住民啓発に取り組む。</p>	<p>第5次芦屋町総合振興計画 後期基本計画（抜粋） （計画期間：平成28年度 ～平成32年度）</p>
<p>岡垣町</p>	<p>【主要施策】</p> <p>1. 住民・事業者・行政が協働して環境負荷を軽減する。</p> <p>○環境衛生協議会などと連携し、本町独自の省資源の取り組みの普及を図る。</p> <p>○公共施設の省資源化など、環境保全への取り組みを進める。</p> <p>2. ごみの減量化・再資源化を進める。</p> <p>○生ごみの減量化、資源化に向けての啓発や奨励を継続するとともに、新たな資源化に向けた研究に取り組む。</p> <p>○資源物の回収については、リサイクルボックスの設置など利用しやすい環境整備に努め、リサイクルを推進する。</p> <p>3. 環境負荷のない新エネルギーの導入を検討する。</p> <p>○国・県などの動向とあわせ、森林バイオマスなどの地域資源を活用した新たなエネルギーの導入を検討する。</p> <p>4. 環境に配慮し、生活排水を適正に処理する。</p> <p>○地域の特性を活かした効率的な下水道事業を推進するとともに、適正な処理ができるよう、処理場などの計画的な環境整備と合理的な運営による維持管理に努める。</p> <p>○下水道区域外については、小型合併処理浄化槽の設置促進に努める。また、未水洗化世帯に対する水洗化を促進する。</p> <p>5. 公害などによる環境悪化を防止する。</p> <p>○ごみの不法投棄を防止するためパトロールを実施するなど、啓発活動を含めた環境公害対策を強化する。</p> <p>○犬糞の放置などを防止するため、ペットマナーの啓発を進める。</p> <p>6. ごみを適正に処理する。</p> <p>○ごみの適正な処理を進めるとともに、地域での清掃活動を推進する。</p>	<p>岡垣町第5次総合計画 後期基本計画（抜粋） （計画期間：平成28年度 ～平成32年度）</p>

表 2-7 組合構成市町の総合計画に定められた廃棄物処理関係の主要施策等（3）

遠賀町	<p>【主要施策】</p> <p>1. 資源の有効活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの資源化や減量化を図るため、生ごみ処理機やダンボールコンポストなどの購入に対する補助を継続するとともに、ペットボトル、牛乳パック、古着などの資源リサイクルを促進する。 ○遠賀町協働のまちづくり出前講座などの開催を通じた環境教育の機会を設け、リフューズ（不要なものを買わない、もらわない）、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の4Rの啓発に努める。 <p>2. 省エネルギー対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『第1次遠賀町地球温暖化対策実行計画 事務事業編』に基づき、低炭素社会の構築に向けた地球温暖化防止を推進するため、LED照明化や緑のカーテンなど環境にやさしい取り組みに努める。 ○家庭用太陽光発電施設設置補助金制度の継続により、住まいにおける省エネルギー化を推進し、省エネルギー意識の啓発に取り組む。 	<p>第5次遠賀町総合計画 後期基本計画（抜粋） （計画期間：平成29年度 ～平成33年度）</p>
-----	--	--

第3章 ごみ処理・処分の現状と課題

第1節 ごみ処理行政の動向

1. 循環型社会形成推進基本法・循環型社会形成推進基本計画

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年1月に施行されました。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図ること、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図ること、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現するとされています。

また、同法では、政府において、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画を策定することを規定しています。この計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他の主体の取組の方向性が示されています。平成25年5月に閣議決定した第三次の循環型社会形成推進基本計画では、国の取組の基本的な方向を次のとおりとしています。

■第三次循環型社会形成推進基本計画における基本的方向（抜粋）

- 「質」にも着目した循環型社会の形成
 - ①リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取り組みがより進む社会経済システムの構築
 - ②小型家電リサイクル法の着実な施行など、使用済み製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進
 - ③アスベスト、PCB等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築
 - ④災害時の廃棄物処理システムの強化（東日本大震災の反省点、分析を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定、地方公共団体間・民間事業者との連携、仮置場の確保）
- 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組と地域循環圏の高度化
- 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用（廃棄物発電等の熱回収の高度化、バイオ燃料の生産拡大、バイオガス回収の高効率化）

出典：循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月、環境省）

■第三次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の減量化目標

- ① リサイクルするものも含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総合的に測る指標として、1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）を平成12年度比で約25%減（約890グラム）とすることを目標とする。
【参考】平成12年度約1,185グラム、平成22年度約976グラム
- ② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を平成32年度において、平成12年度比で約25%減（約500グラム）とすることを目標とする。
【参考】平成12年度約660グラム、平成22年度約540グラム
- ③ 事業系ごみ排出量
事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、事業系ごみの「総量」について平成32年度において、平成12年度比で約35%減（約1,170万トン）とすることを目標とする。
【参考】平成12年度約1,799万トン、平成22年度約1,297万トン
※ 事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標として設定する。

指 標		平成32年度目標
一般廃棄物の減量化	1人1日当たりのごみ排出量 (計画収集量、直接搬入量、集団回収量を 加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)	平成12年度比で 約25%減
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	家庭からの1人1日当たりごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)	平成12年度比で 約25%減
事業系ごみ排出量	事業系ごみの総量	平成12年度比で 約35%減

出典：循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月、環境省）

2. 廃棄物処理法の基本方針

平成 13 年 5 月に環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（基本方針）を決定し公表しました。その基本的な方向としては、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保すること、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することとしています。

平成 28 年 1 月に改正された基本方針では、一般廃棄物の減量化の目標を次のとおりに設定しています。

■廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標

指 標	平成 32 年度目標値
排出量	平成 24 年度に対し、約 12%削減
1 人 1 日当たり 家庭系ごみ※排出量	500g/人・日
再生利用率	平成 24 年度（約 21%）から約 27%に増加
最終処分量	平成 24 年度に対し、約 14%削減

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

資料：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）平成 28 年 1 月 21 日改正 環境省告示第 7 号

3. 循環型社会形成推進交付金

市町村等が行う、地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援する制度として「循環型社会形成推進交付金」があります。

この交付金制度は、平成 17 年度に従来の補助金制度に代えて創設されたものであり、市町村等が循環型社会推進のための目標とそれを実現するために必要な事業等を記載した「循環型社会形成推進地域計画」を作成し、国は地域計画が廃棄物処理法の基本方針に適合している場合に、年度ごとに交付金を交付するものです。

4. 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法第5条の3に基づき、5年ごとに策定されるものです。

平成25年5月31日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」（計画期間：平成25年度～29年度の5ヶ年）は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、従来から取り組んできた3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることとしています。

■ 廃棄物処理施設整備計画

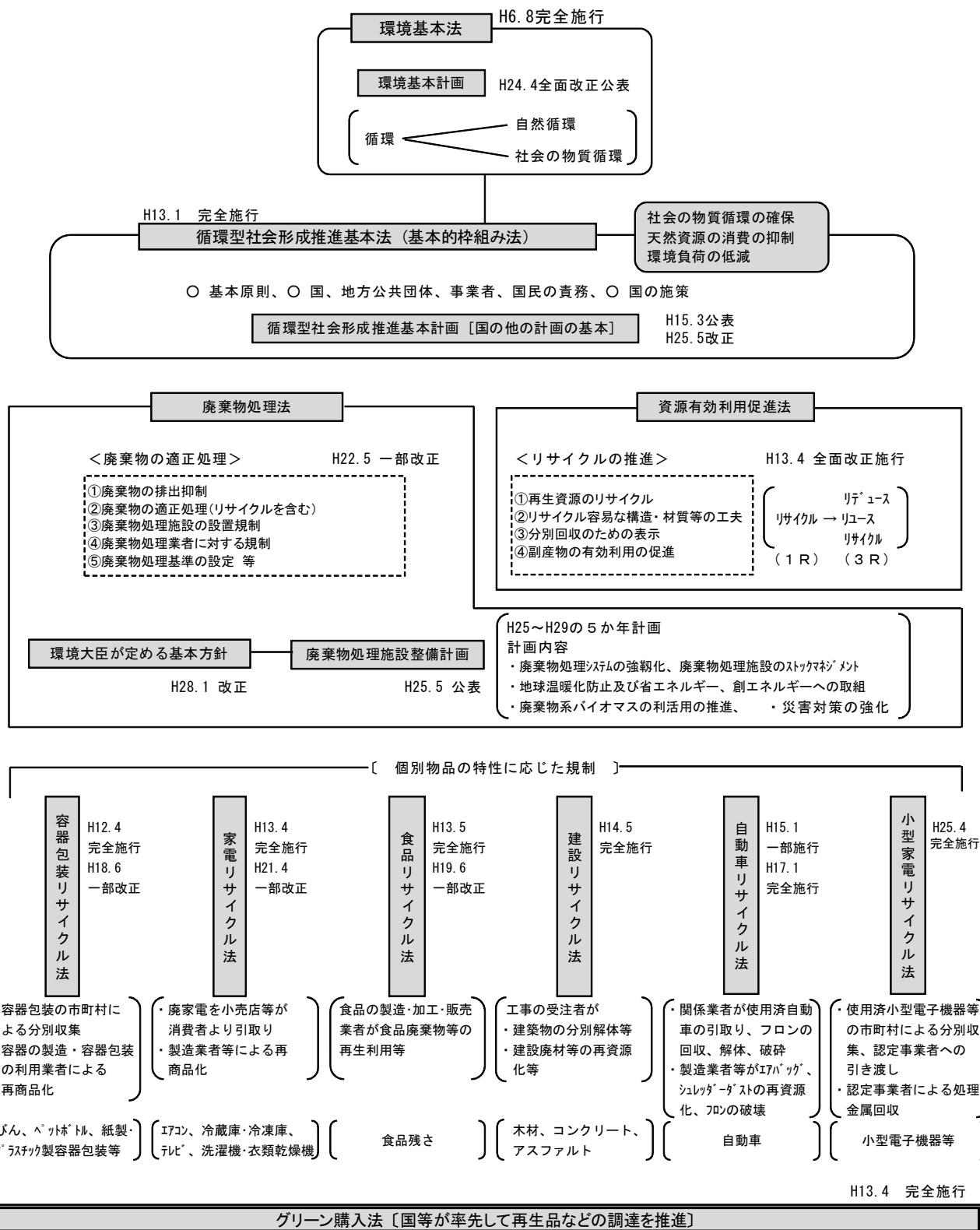
基本的理念
① 3Rの推進 ② 強靱な一般廃棄物処理システムの確保 ③ 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
廃棄物処理システムの方向性
① 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 ② 地域住民等の理解と協力の確保 ③ 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善 ・ 広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。 ・ スtockマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。 ④ 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備 ・ 廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。 ・ 例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。 ⑤ 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 ・ 例えば、廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせ、できる限りエネルギーを回収するといった利用を含め、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。 ⑥ 災害対策の強化 ・ 公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。 ・ 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。 ⑦ 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

5. 各種リサイクル法

個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が制定されており、概要は次のとおりです。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）
事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再利用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指す。
出典：環境省ホームページ「各種リサイクル法」より（以下、同）
容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）
家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図る。この法律では、容器（商品を入れるもの）、包装（商品を包むもの）のうち、中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要になるものを「容器包装」と定義して、リサイクルの対象としている。
家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）
使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた法律。この法律では、家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）が義務付けられ、消費者（排出者）には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなど、それぞれの役割分担を定めている。
食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）
食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する法律。
建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付ける法律。
自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）
使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付ける法律。
小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）
使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。この法律では、市町村が回収を行い、認定を受けた事業者が再資源化を行うなど、それぞれの役割分担を定めている。

以上の関係法令、計画、方針等に基づく循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりです。



出典：環境白書（環境省）※添付図に一部加筆

図 3 - 1 循環型社会形成のための法体系

第2節 ごみ処理・処分の現状

1. 管理・運営体制

本組合地域における、ごみ処理に関する管理・運営体制は次のとおりです。

収集・運搬は本組合が主体となって実施しています（運営形態は許可及び委託）。

中間処理のうち、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎・選別・圧縮及びこれらの中間処理により発生する不燃残渣、埋立残渣の最終処分は本組合が実施しています。

一方、可燃ごみ（不燃ごみ、粗大ごみの中間処理により発生する破碎可燃残渣を含む）については、「遠賀・中間地域広域行政事務組合構成市町内から発生する一般廃棄物の処理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）」に基づき北九州市へ焼却処理及び焼却残渣の最終処分を委託しており、本組合では中継施設における圧縮・積み替えを実施しています。

表3-1 本組合におけるごみ処理に関する管理・運営体制（平成28年度）

区分	体制	実施主体	運営形態
収集・運搬	可燃ごみ	遠賀・中間地域 広域行政事務組合	許可及び委託
	不燃ごみ		
	粗大ごみ		
	資源ごみ		
中間処理 最終処分	可燃ごみ	遠賀・中間地域 広域行政事務組合	基本協定書に基づき 北九州市へ委託
	不燃ごみ	遠賀・中間地域 広域行政事務組合	直営
	粗大ごみ		
	資源ごみ		

2. 収集・運搬状況

本組合地域における収集・運搬の状況は次のとおりです。収集・運搬は本組合が実施しており、分別の種類等は構成市町で同一となっています。

表 3-2 収集・運搬体制

種類		収集主体	収集区域	収集回数	収集容器	収集方法	
生活系ごみ	可燃ごみ	組合	管内全域	週 2 回	指定袋	ステーション	
	不燃ごみ			月 1 回			
	ビン・カン			月 2 回			
	プラスチック製 容器包装			月 2 回			
	粗大ごみ			月 1 回	指定シール		戸別収集
	拠点回収 資源物			ペットボトル	随時		回収 ボックス
紙パック							
食品トレイ							
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者	管内全域 (業者毎 指定区域)	許可業者との 収集契約	指定袋	許可業者との 収集契約	
	不燃ごみ						
	ビン・カン						
自己搬入	可燃ごみ	排出者	管内全域	必要の都度	飛散・流出 しない方法		
	不燃ごみ						
	粗大ごみ						

3. ごみ処理・処分体制

現在のごみ処理・処分体制は、次のとおりです。

本組合地域において発生する可燃ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、圧縮・積み替えを行い、焼却処理（溶融処理を含む）及び焼却残渣の最終処分については基本協定書に基づき北九州市へ委託しています。なお、新聞紙・雑誌・段ボールは民間業者へ売却し、木材・草・剪定枝については民間許可業者への処理委託を通じて資源化を行っています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、破碎・剪断・圧縮等の中間処理を行い、鉄・アルミ等の資源物を回収後、可燃残渣については可燃ごみとともに北九州市へ搬出し、不燃残渣については、組合最終処分場にて最終処分を行っています。なお、回収した資源物（使用済小型家電・鉄・アルミ・乾電池・蛍光灯・水銀体温計等）については民間業者への売却や処理委託を通じて資源化を行っています。

資源ごみ（集団回収を除く）については、中間・遠賀リサイクルプラザへ搬入し選別・圧縮・再生処理等の中間処理を行い、資源化できるものは可能な限り資源化を行っています。発生する可燃残渣及び不燃残渣は遠賀・中間リレーセンターへ搬出し、同施設で発生する残渣と同様の処理を行っています。また、埋立残渣は組合最終処分場にて最終処分を行っています。

4. ごみ処理施設の概要

本組合が所管するごみ処理施設の概要は、次のとおりです。

表 3-3 ごみ処理施設の概要

施設名	遠賀・中間リレーセンター	
所在地	遠賀郡岡垣町大字糠塚 103 番地の 1	
敷地面積	土地 25,725 m ² 建物 9,817.71 m ²	
供用開始年月	平成 19 年 4 月 1 日	
処理方式	コンパクト方式	
処理能力	可燃ごみ中継処理施設 不燃・粗大ごみ資源化処理施設	199 t/日 24 t/日
運転管理体制	直営及び委託	

施設名	中間・遠賀リサイクルプラザ	
所在地	中間市大字垣生 1300 番地	
敷地面積	土地 29,679 m ² 建物 6,028.07 m ²	
供用開始年月	平成 13 年 4 月 1 日	
処理能力	ビン・カン選別ライン ペットボトル・紙パック選別ライン 白色トレイ貯留ヤード その他プラスチックストックヤード	19t/日 3t/日 1t/日 4.6t/日
運転管理体制	直営及び委託	

施設名	最終処分場	
所在地	遠賀郡岡垣町大字戸切 1711 番地	
敷地面積	最終処分場（埋め立て地） 浸出液処理施設	29,058 m ² 195.65 m ²
処理能力	110 m ³ /日（浸出液処理施設）	
運転管理体制	直営及び委託	

5. 排出抑制・再資源化への取り組み状況

排出抑制・再資源化に関する取り組みについて整理すると、次のとおりです。

表3-4 排出抑制・再資源化への取り組み状況

内容		概要
生活系ごみ	生活系ごみの指定袋制度 (可燃、不燃、ビン・カン、プラスチック製容器包装、粗大)	生活系ごみの有料指定袋制度により、分別の徹底による資源化の促進、排出の抑制を図るとともに、排出段階での手数料負担等廃棄物処理に対する意識の啓発を図る。
	厨芥類の排出抑制・資源化	厨芥類処理容器、機器等への助成制度により、排出抑制と資源化を促進する。 また、水切りによる減量化の促進のため広報誌等による住民周知を徹底する。
	集団資源回収事業	各種団体の資源回収に対する助成制度により、排出抑制と資源化を促進する。 ※回収品目は新聞紙・雑誌類・段ボール・雑紙・古布・ビン・カン
	容器包装廃棄物の回収・資源化	プラスチック製容器包装の指定袋による分別収集、ペットボトル・紙パック・食品トレイの拠点回収により、資源化を推進する。
事業系ごみ	事業系ごみの指定袋制度 (可燃、不燃、ビン、カン)	事業系ごみの有料指定袋制度により、分別の徹底による資源化の促進、排出の抑制を図るとともに、排出事業者の処理責任に基づく料金負担等により廃棄物処理に対する意識の啓発を図る。
	搬入制限、資源化の誘導	事業系ごみ(自己搬入含む)のうち排出抑制、資源化が可能なものについて、搬入の制限、資源化業者への誘導等により、処理量の削減を図る。
その他	施設処理による資源化	<p>【遠賀・中間リレーセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不燃ごみ、粗大ごみ：破砕処理後に金属回収を行い、民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ○新聞紙・雑誌類・段ボール等：可能な限り選別し、民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ○草、剪定枝、木材、竹等：可能な限り選別し、処理許可業者への資源化処理(チップ化、堆肥化)委託を行う。 ○使用済小型電子機器等：可能な限り選別し、認定事業者での資源化を行う。 ○古着：可能な限り選別し、民間業者へ引き渡し資源化を行う。 ○再生可能な家具類：中間・遠賀リサイクルプラザに搬送し、再生品家具類として抽選販売を行う。 <p>【中間・遠賀リサイクルプラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ビン・カン：選別処理後に民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ○プラスチック製容器包装、ペットボトル、食品トレイ：容器包装リサイクル法に基づき資源化を行う。 ○紙パック：選別処理後に北九州市の製紙会社によってトイレットペーパーへのリサイクルを行う。 ○再生品家具類：抽選販売を行うことによりリユース、リサイクルの取り組みを促進する。
	ごみ排出抑制・資源化促進のための啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル啓発事業の実施 ○リサイクルプラザ、リレーセンター等の施設見学の受入 ○住民、諸団体、事業所に対する減量化・資源化指導 ○その他広報活動や情報提供

出典：平成29年度一般廃棄物処理実施計画

6. 処理・処分状況

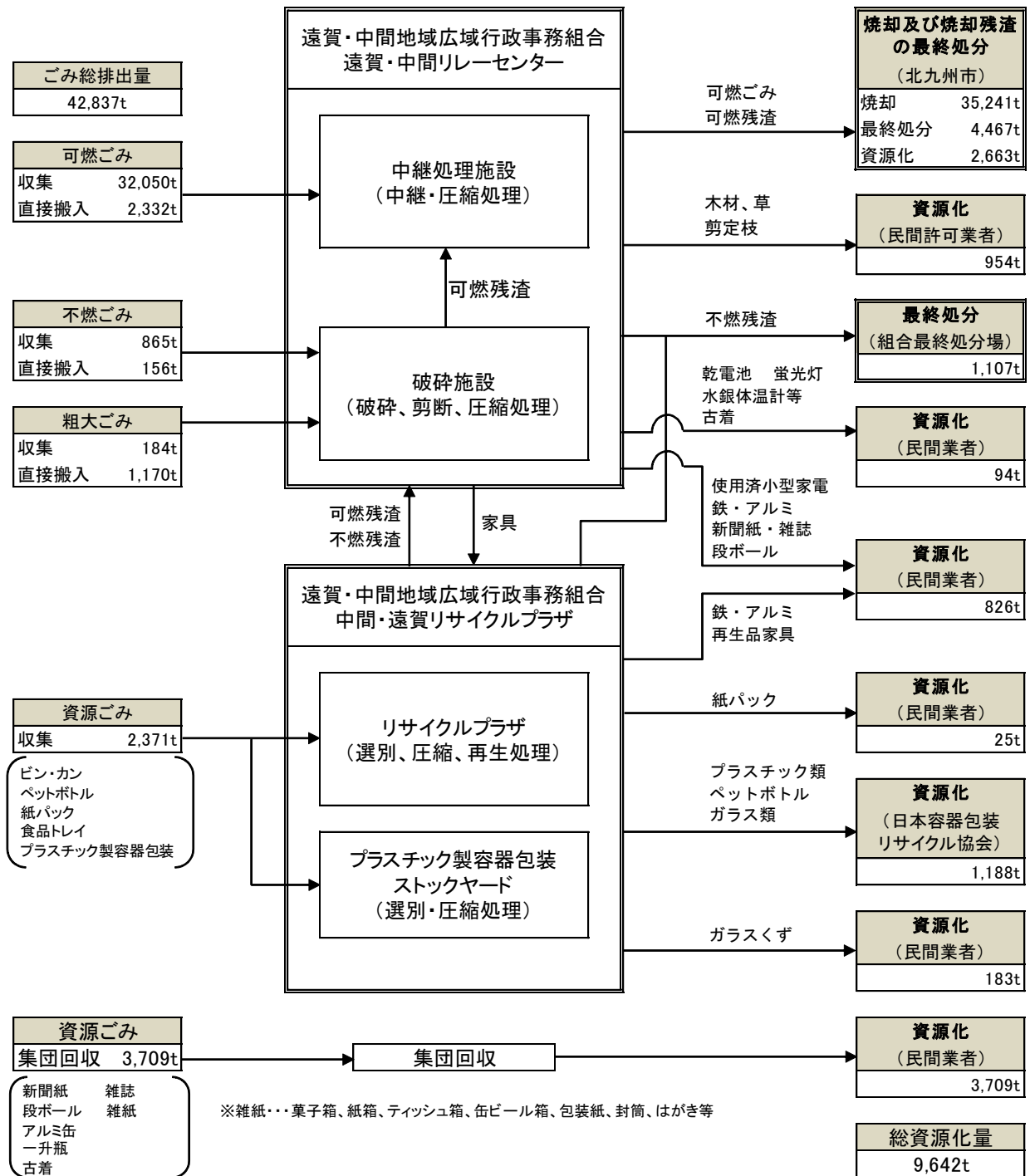
1) ごみ処理・処分フロー

組合全体及び構成市町における平成 28 年度のごみ処理の流れをフロー図で示すと、次のとおりです。

(1) 組合全体

ごみ排出量 42,837t に対して、集団回収量 3,709t を除いた 39,128t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 35,241t が北九州市で焼却処理され、その後 4,467t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、本組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 22.5% に当たる 9,642t となっています。本組合の最終処分場における最終処分量は 1,107t となっています。



※ ごみ処理は年度内で完結しないため、排出量と処理量の合計は一致しない。

図 3-2-1 ごみ処理・処分フロー (組合全体：平成 28 年度)

(2) 中間市

ごみ排出量 13,200t に対して、集団回収量 1,267t を除いた 11,933t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 10,797t が北九州市で焼却処理され、その後 1,369t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 23.1% に当たる 3,050t となっています。組合最終処分場における最終処分量は 308t となっています。

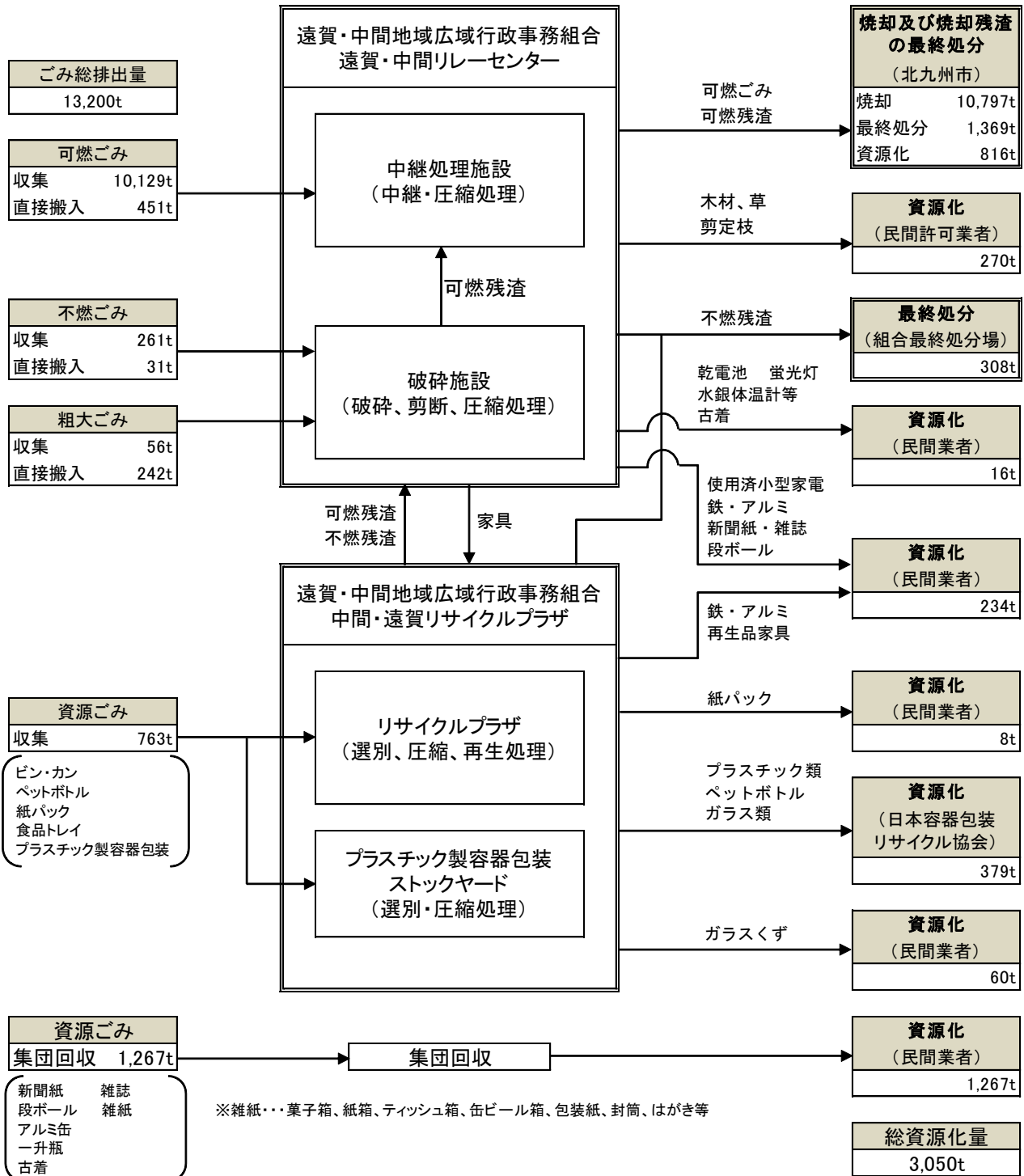


図 3-2-2 ごみ処理・処分フロー（中間市：平成 28 年度）

(3) 水巻町

ごみ排出量 9,175t に対して、集団回収量 627t を除いた 8,548t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 7,755t が北九州市で焼却処理され、その後 983t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 20.9% に当たる 1,918t となっています。組合最終処分場における最終処分量は 219t となっています。

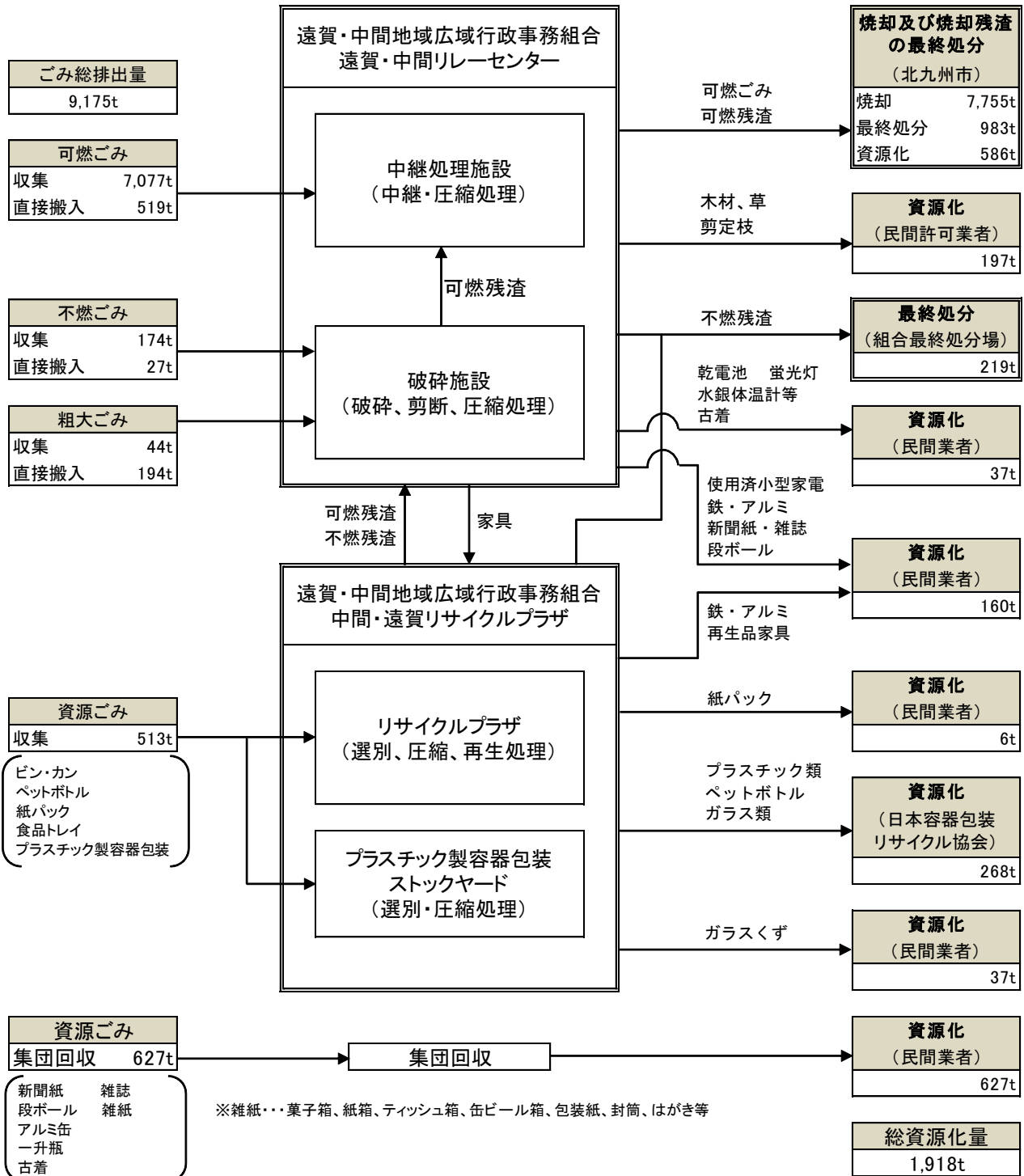


図 3-2-3 ごみ処理・処分フロー (水巻町：平成 28 年度)

(4) 芦屋町

ごみ排出量 4,404t に対して、集団回収量 445t を除いた 3,959t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 3,557t が北九州市で焼却処理され、その後 451t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 23.7% に当たる 1,043t となっています。組合最終処分場における最終処分量は 119t となっています。

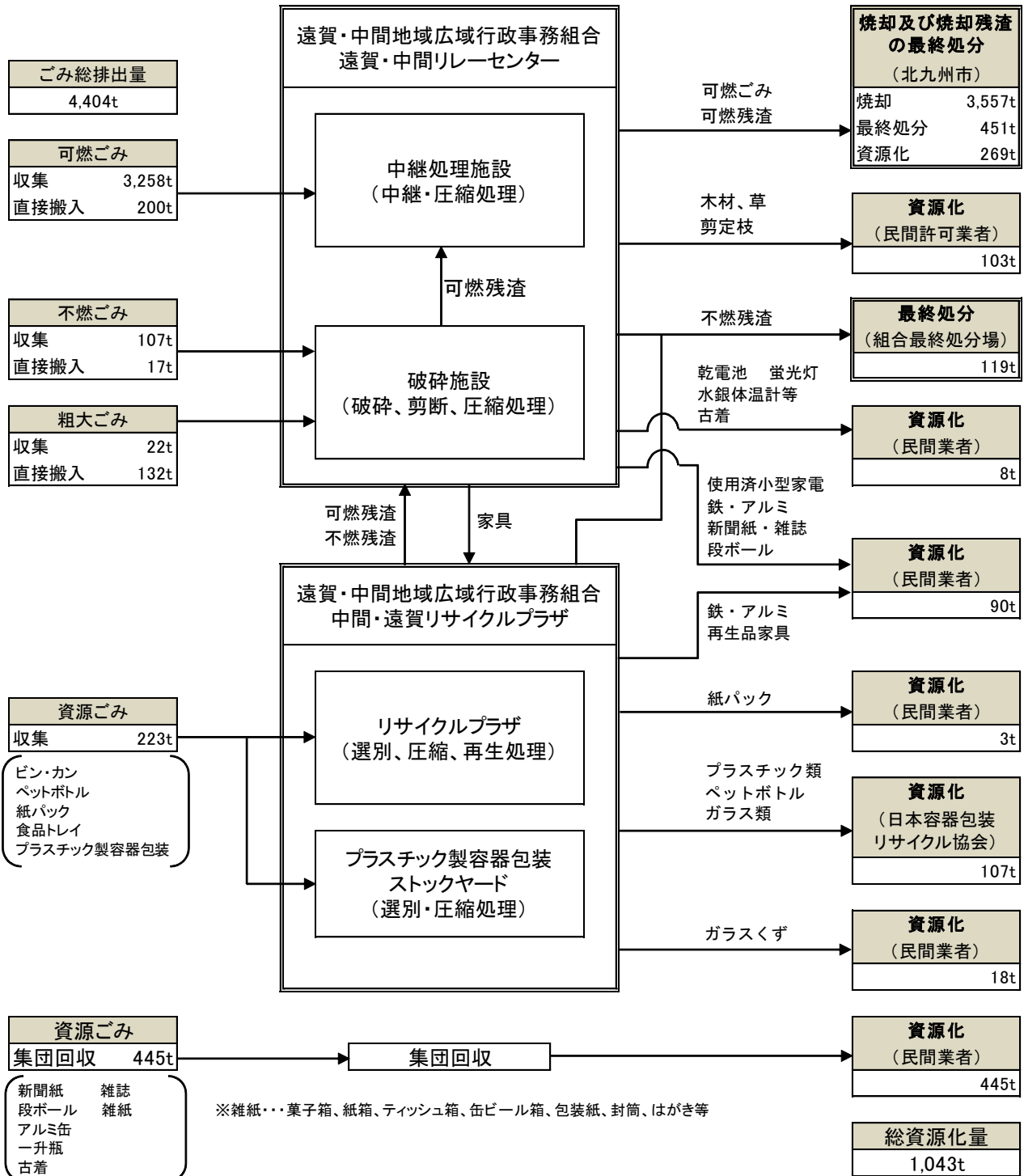


図 3-2-4 ごみ処理・処分フロー (芦屋町：平成 28 年度)

(5) 岡垣町

ごみ排出量 9,696t に対して、集団回収量 847t を除いた 8,849t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 7,900t が北九州市で焼却処理され、その後 1,001t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 22.8% に当たる 2,213t となっています。組合最終処分場における最終処分量は 281t となっています。

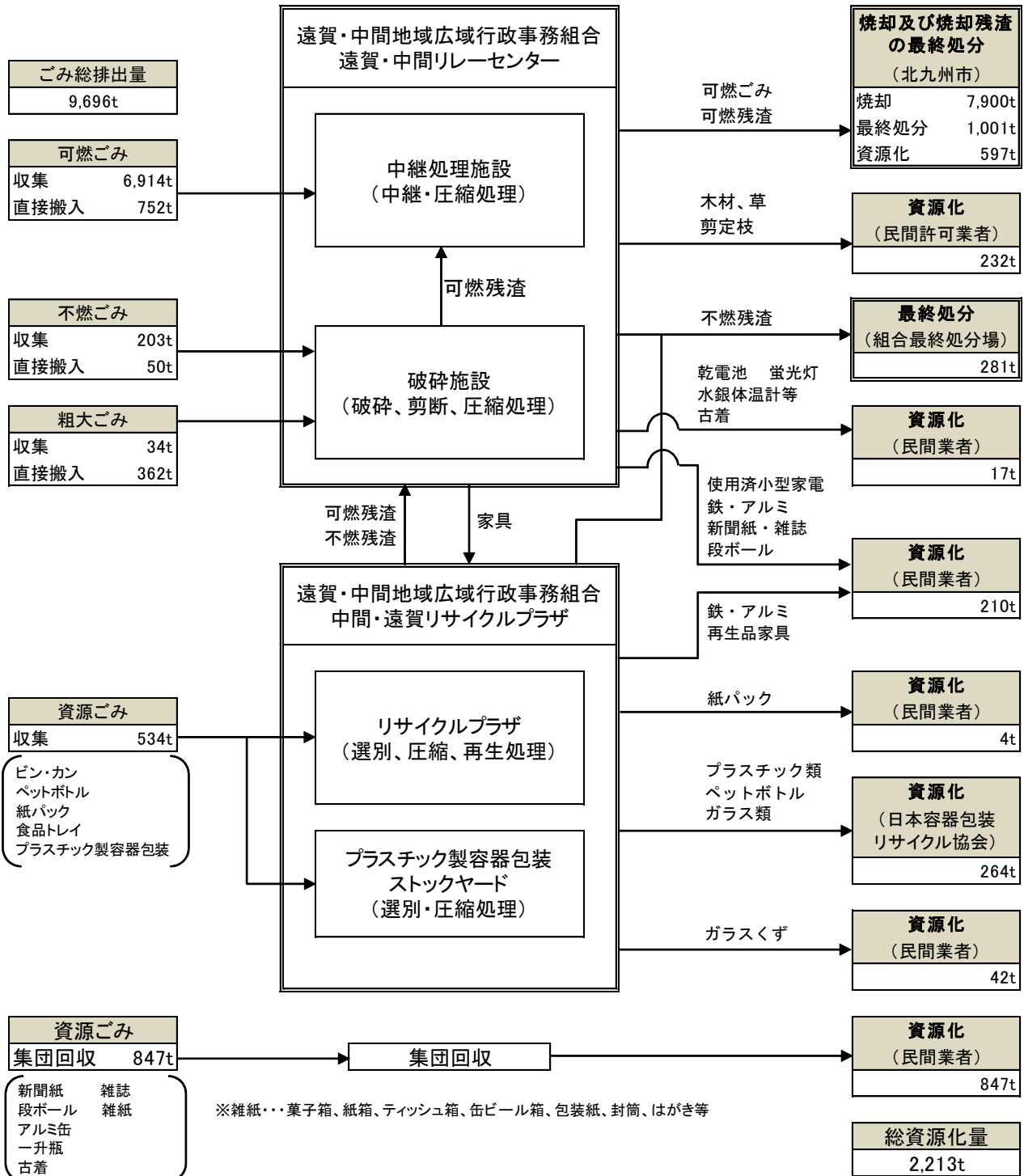


図 3-2-5 ごみ処理・処分フロー (岡垣町：平成 28 年度)

(6) 遠賀町

ごみ排出量 6,362t に対して、集団回収量 523t を除いた 5,839t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 5,232t が北九州市で焼却処理され、その後 663t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、総資源化量は、集団回収量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 22.3% に当たる 1,418t となっています。組合最終処分場における最終処分量は 180t となっています。

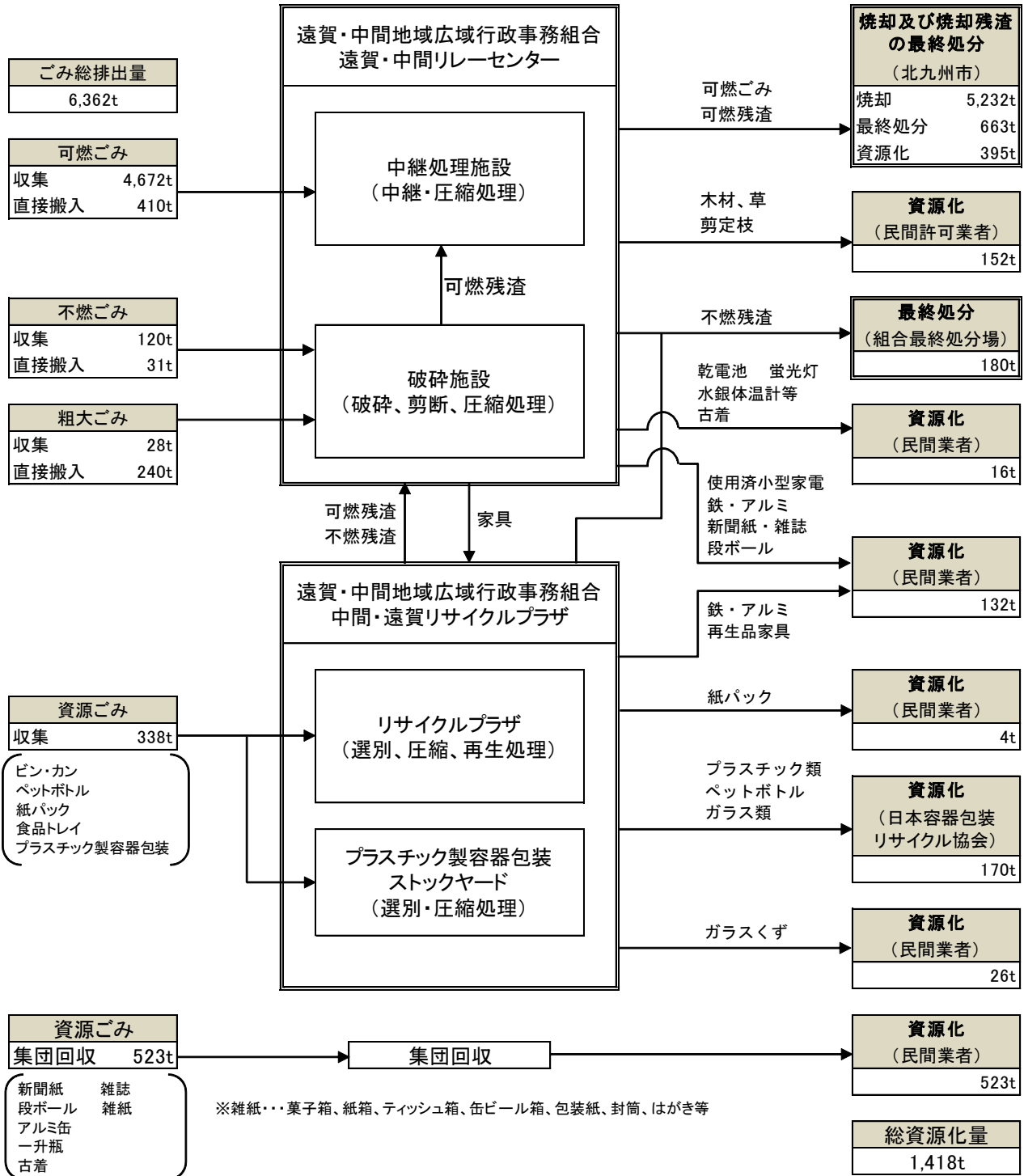


図 3-2-6 ごみ処理・処分フロー (遠賀町：平成 28 年度)

2) ごみ総排出量

組合全体及び構成市町におけるごみ排出量の推移は、次のとおりです。

(1) 組合全体

組合全体におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成 28 年度は 42,837 t のごみが排出されています。1 人 1 日あたりに換算すると、854g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 939g/人・日（平成 27 年度実績）と比較すると、1 割程度少なくなっています。

表 3-5-1 ごみ排出量の推移（組合全体）

区分		H24	H25	H26	H27	H28
総人口 (人)		142,006	140,896	139,517	138,451	137,325
	計画収集人口	142,006	140,896	139,517	138,451	137,325
	自家処理人口	0	0	0	0	0
ごみ 総排出量 (t/年)	計画収集量	37,315	37,028	36,503	36,286	35,470
	直接搬入量	4,429	4,554	4,907	3,859	3,658
	集団回収量	4,611	4,490	4,314	4,078	3,709
	計	46,355	46,072	45,724	44,223	42,837
	生活系ごみ	33,379	33,123	33,569	31,875	30,879
事業系ごみ	12,976	12,949	12,155	12,348	11,958	
種類別 (t/年)	可燃ごみ	36,430	36,144	36,174	35,493	34,382
	不燃ごみ	953	984	925	952	1,021
	粗大ごみ	1,674	1,855	1,861	1,290	1,354
	資源ごみ	2,687	2,599	2,450	2,410	2,371
	集団回収量	4,611	4,490	4,314	4,078	3,709
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)		894	896	898	872	854
	可燃ごみ	703	703	710	700	686
	不燃ごみ	18	19	18	19	20
	粗大ごみ	32	36	37	25	27
	資源ごみ	52	51	48	48	47
	集団回収	89	87	85	80	74

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1 人 1 日当たりごみ排出量 = ごみ総排出量（計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量）
 $\div 365(366)$ 日 \div 計画収集人口 $\times 10^6$

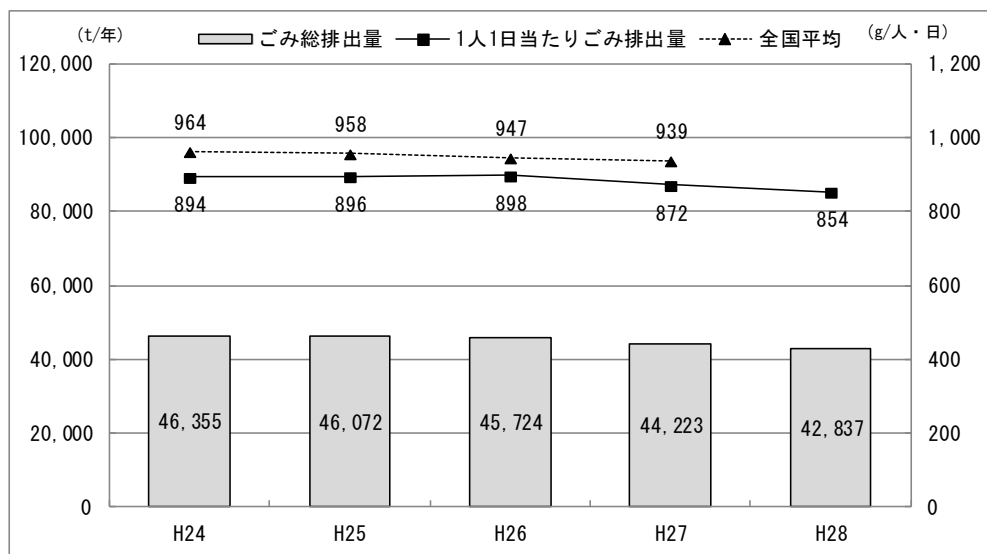


図 3-3-1 ごみ排出量の推移（組合全体）

(2) 中間市

中間市におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成 28 年度は 13,200 t のごみが排出されています。1 人 1 日当たりに換算すると、846g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 939g/人・日（平成 27 年度実績）と比較すると、1 割程度少なくなっています。

表 3-5-2 ごみ排出量の推移（中間市）

区分		H24	H25	H26	H27	H28
総人口 (人)	計画収集人口	44,696	44,089	43,367	43,139	42,769
	自家処理人口	0	0	0	0	0
	計画収集量	11,974	11,899	11,657	11,546	11,209
ごみ 総排出量 (t/年)	直接搬入量	875	864	975	767	724
	集団回収量	1,476	1,472	1,405	1,369	1,267
	計	14,325	14,235	14,037	13,682	13,200
	生活系ごみ	10,524	10,463	10,518	10,092	9,738
	事業系ごみ	3,801	3,772	3,519	3,590	3,462
種類別 (t/年)	可燃ごみ	11,325	11,239	11,187	10,955	10,580
	不燃ごみ	283	296	258	280	292
	粗大ごみ	346	360	388	300	298
	資源ごみ	895	868	799	778	763
	集団回収量	1,476	1,472	1,405	1,369	1,267
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	総排出量	878	885	887	867	846
	可燃ごみ	694	698	707	694	678
	不燃ごみ	17	18	16	18	19
	粗大ごみ	21	22	25	19	19
	資源ごみ	55	54	50	49	49
	集団回収	90	91	89	87	81

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1 人 1 日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）
 $\div 365(366)$ 日 \div 計画収集人口 $\times 10^6$

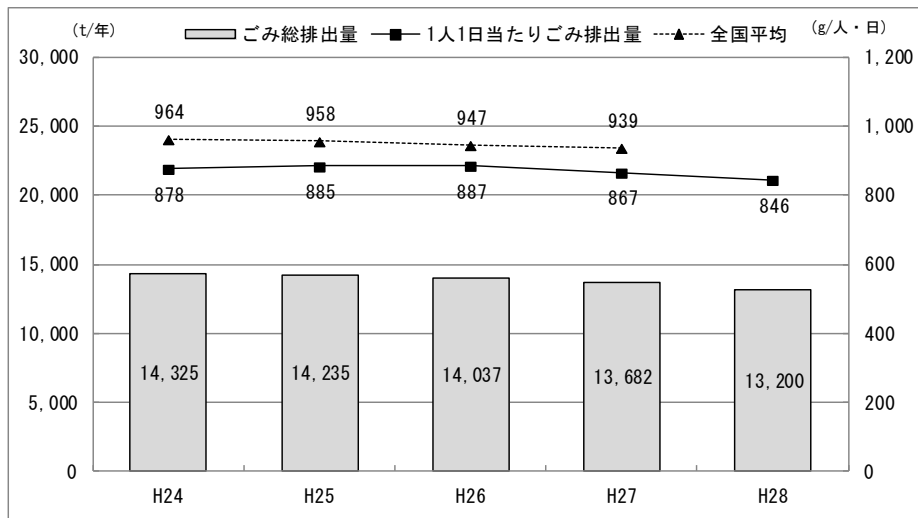


図 3-3-2 ごみ排出量の推移（中間市）

(3) 水巻町

水巻町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成 28 年度は 9,175 t のごみが排出されています。1 人 1 日当たりには換算すると、870g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 939g/人・日（平成 27 年度実績）と比較すると、7%程度少なくなっています。

表 3-5-3 ごみ排出量の推移（水巻町）

区分		H24	H25	H26	H27	H28
総人口 (人)	総人口	29,780	29,475	29,337	29,200	28,903
	計画収集人口	29,780	29,475	29,337	29,200	28,903
	自家処理人口	0	0	0	0	0
ごみ 総排出量 (t/年)	計画収集量	8,491	8,329	8,135	7,950	7,808
	直接搬入量	916	921	951	785	740
	集団回収量	811	801	751	709	627
	計	10,218	10,051	9,837	9,444	9,175
	生活系ごみ	7,153	7,008	6,982	6,587	6,401
事業系ごみ	3,065	3,043	2,855	2,857	2,774	
種類別 (t/年)	可燃ごみ	8,304	8,174	8,077	7,813	7,596
	不燃ごみ	215	215	192	192	201
	粗大ごみ	310	310	301	217	238
	資源ごみ	578	551	516	513	513
	集団回収量	811	801	751	709	627
1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たりごみ排出量	940	934	919	884	870
	可燃ごみ	764	760	754	731	720
	不燃ごみ	20	20	18	18	19
	粗大ごみ	29	29	28	20	23
	資源ごみ	53	51	48	48	49
	集団回収	75	74	70	66	59

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1 人 1 日当たりごみ排出量 = ごみ総排出量（計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量）
 $\div 365(366)$ 日 \div 計画収集人口 $\times 10^6$

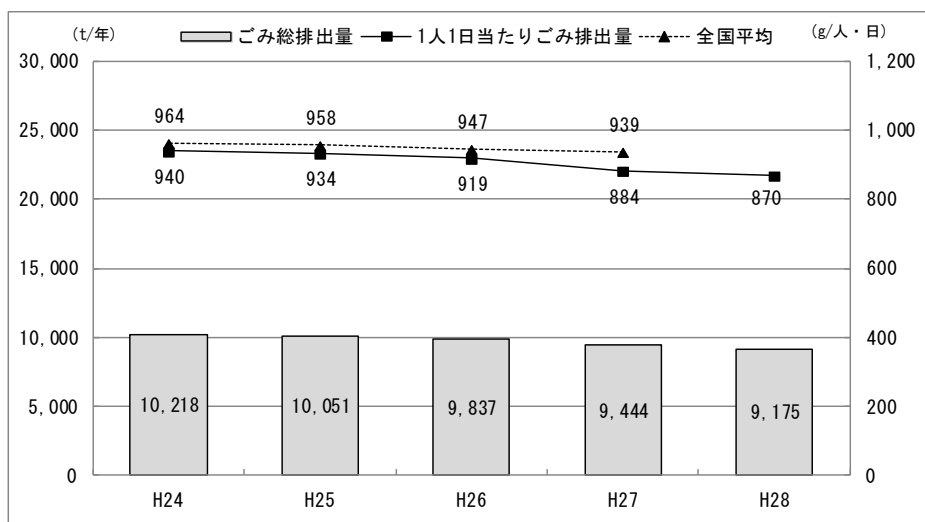


図 3-3-3 ごみ排出量の推移（水巻町）

(4) 芦屋町

芦屋町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成28年度は4,404 tのごみが排出されています。1人1日当たりで換算すると、850g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の939g/人・日（平成27年度実績）と比較すると、1割程度少なくなっています。

表3-5-4 ごみ排出量の推移（芦屋町）

区分		H24	H25	H26	H27	H28
総人口 (人)	総人口	15,340	15,128	14,847	14,321	14,193
	計画収集人口	15,340	15,128	14,847	14,321	14,193
	自家処理人口	0	0	0	0	0
ごみ 総排出量 (t/年)	計画収集量	3,828	3,710	3,603	3,633	3,610
	直接搬入量	466	499	539	452	349
	集団回収量	457	455	430	453	445
	計	4,751	4,664	4,572	4,538	4,404
	生活系ごみ	3,399	3,340	3,312	3,268	3,201
事業系ごみ	1,352	1,324	1,260	1,270	1,203	
種類別 (t/年)	可燃ごみ	3,709	3,594	3,558	3,539	3,458
	不燃ごみ	110	110	102	107	124
	粗大ごみ	205	256	249	207	154
	資源ごみ	270	249	233	232	223
	集団回収量	457	455	430	453	445
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たりごみ排出量	849	845	844	866	850
	可燃ごみ	662	651	657	675	668
	不燃ごみ	20	20	19	20	24
	粗大ごみ	37	46	46	40	30
	資源ごみ	48	45	43	44	43
	集団回収	82	82	79	86	86

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）
 $\div 365(366)$ 日 \div 計画収集人口 $\times 10^6$

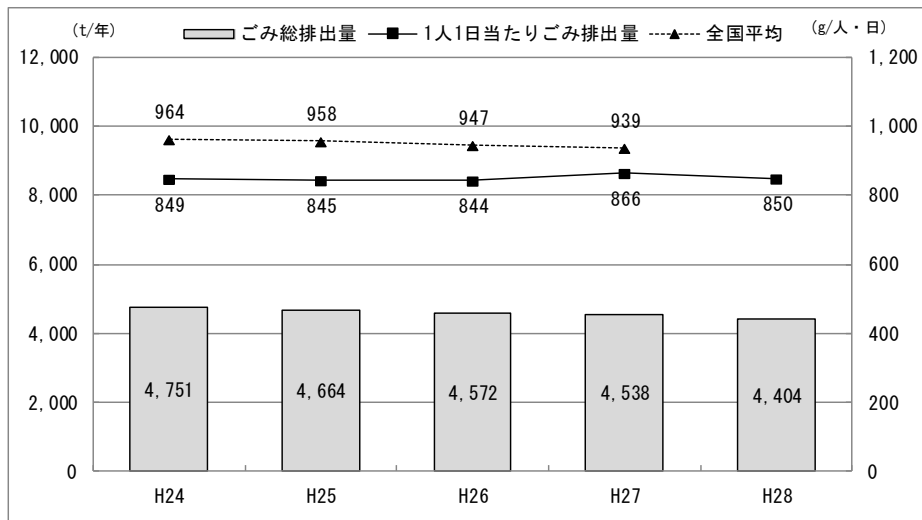


図3-3-4 ごみ排出量の推移（芦屋町）

(5) 岡垣町

岡垣町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成28年度は9,696 tのごみが排出されています。1人1日当たりに換算すると、827g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の939g/人・日（平成27年度実績）と比較すると、12%程度少なくなっています。

表3-5-5 ごみ排出量の推移（岡垣町）

区分		H24	H25	H26	H27	H28
総人口 (人)		32,558	32,581	32,416	32,350	32,129
	計画収集人口	32,558	32,581	32,416	32,350	32,129
	自家処理人口	0	0	0	0	0
ごみ 総排出量 (t/年)	計画収集量	7,807	7,819	7,789	7,834	7,685
	直接搬入量	1,383	1,438	1,549	1,157	1,164
	集団回収量	1,167	1,081	1,107	976	847
	計	10,357	10,338	10,445	9,967	9,696
	生活系ごみ	7,464	7,414	7,707	7,172	6,930
事業系ごみ	2,893	2,924	2,738	2,795	2,766	
種類別 (t/年)	可燃ごみ	7,902	7,900	8,003	7,898	7,666
	不燃ごみ	210	219	224	223	253
	粗大ごみ	494	564	568	332	396
	資源ごみ	584	574	543	538	534
	集団回収量	1,167	1,081	1,107	976	847
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	872	869	883	842	827	
	可燃ごみ	665	664	676	667	654
	不燃ごみ	18	18	19	19	22
	粗大ごみ	42	47	48	28	34
	資源ごみ	49	48	46	45	46
	集団回収	98	91	94	82	72

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）
 $\div 365(366)$ 日 \div 計画収集人口 $\times 10^6$

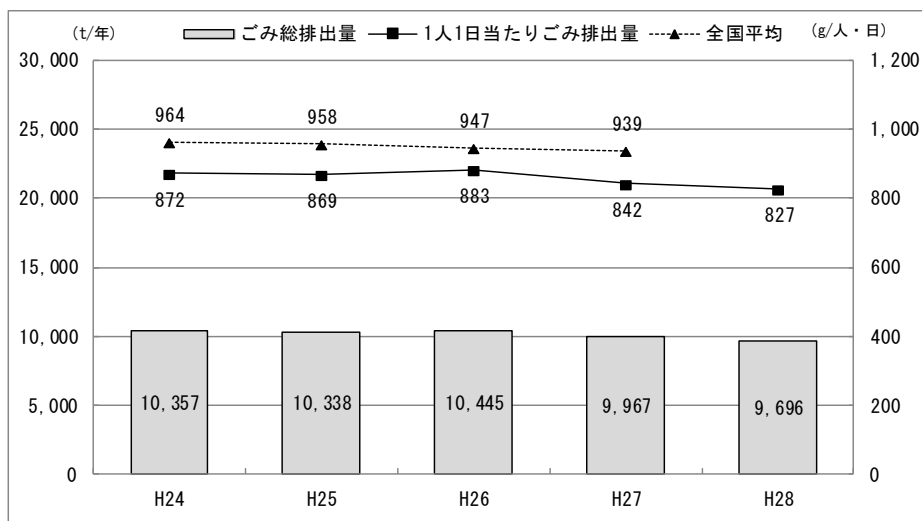


図3-3-5 ごみ排出量の推移（岡垣町）

(6) 遠賀町

遠賀町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、人口減少の影響もあり減少傾向で推移しており、平成 28 年度は 6,362 t のごみが排出されています。1 人 1 日当たりに換算すると、902g/人・日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 939g/人・日（平成 27 年度実績）と比較すると、4%程度少なくなっています。

表 3-5-6 ごみ排出量の推移（遠賀町）

区分		H24	H25	H26	H27	H28
総人口 (人)	総人口	19,632	19,623	19,550	19,441	19,331
	計画収集人口	19,632	19,623	19,550	19,441	19,331
	自家処理人口	0	0	0	0	0
ごみ 総排出量 (t/年)	計画収集量	5,215	5,271	5,319	5,323	5,158
	直接搬入量	789	832	893	698	681
	集団回収量	700	681	621	571	523
	計	6,704	6,784	6,833	6,592	6,362
	生活系ごみ	4,839	4,898	5,050	4,756	4,609
事業系ごみ	1,865	1,886	1,783	1,836	1,753	
種類別 (t/年)	可燃ごみ	5,190	5,237	5,349	5,288	5,082
	不燃ごみ	135	144	149	150	151
	粗大ごみ	319	365	355	234	268
	資源ごみ	360	357	359	349	338
	集団回収量	700	681	621	571	523
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たりごみ排出量	936	947	958	926	902
	可燃ごみ	724	731	750	743	720
	不燃ごみ	19	20	21	21	21
	粗大ごみ	45	51	50	33	38
	資源ごみ	50	50	50	49	48
	集団回収	98	95	87	80	74

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1 人 1 日当たりごみ排出量 = ごみ総排出量（計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量）
 $\div 365(366)$ 日 \div 計画収集人口 $\times 10^6$

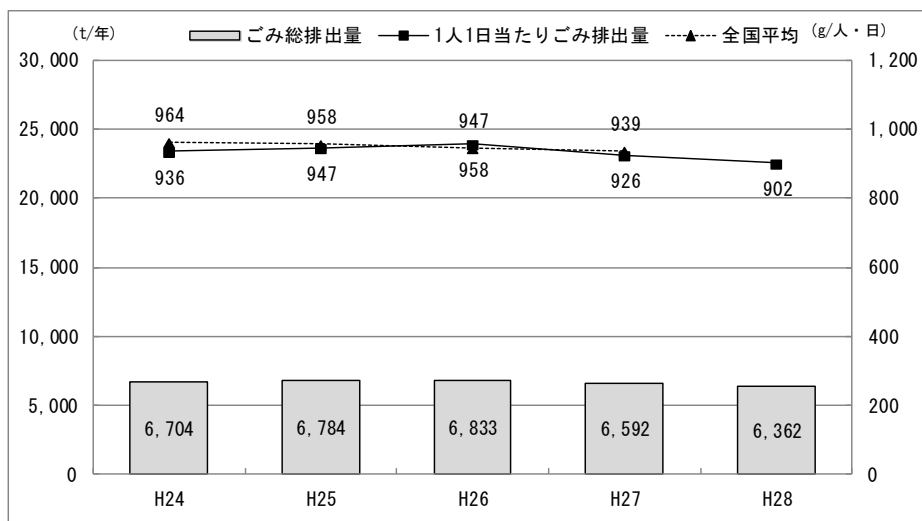


図 3-3-6 ごみ排出量の推移（遠賀町）

(7) 構成市町別のごみ排出量（平成 28 年度）

平成 28 年度のごみ排出量を構成市町別にみると、年間排出量では中間市（13,200t/年）が最も多く、次いで岡垣町（9,696t/年）、水巻町（9,175t/年）、遠賀町（6,362t/年）、芦屋町（4,404t/年）の順となっています。

1人1日当たり排出量では遠賀町（902g/人・日）が最も多く、次いで水巻町（870g/人・日）、芦屋町（850g/人・日）、中間市（846g/人・日）、岡垣町（827g/人・日）、の順となっています。

表 3-6 構成市町別ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量（平成 28 年度）

区分		中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	計
総人口 (人)		42,769	28,903	14,193	32,129	19,331	137,325
	計画収集人口	42,769	28,903	14,193	32,129	19,331	137,325
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0
ごみ 総排出量 (t/年)	計画収集量	11,209	7,808	3,610	7,685	5,158	35,470
	直接搬入量	724	740	349	1,164	681	3,658
	集団回収量	1,267	627	445	847	523	3,709
	計	13,200	9,175	4,404	9,696	6,362	42,837
	生活系ごみ	9,738	6,401	3,201	6,930	4,609	30,879
事業系ごみ	3,462	2,774	1,203	2,766	1,753	11,958	
種別 (t/年)	可燃ごみ	10,580	7,596	3,458	7,666	5,082	34,382
	不燃ごみ	292	201	124	253	151	1,021
	粗大ごみ	298	238	154	396	268	1,354
	資源ごみ	763	513	223	534	338	2,371
	集団回収量	1,267	627	445	847	523	3,709
1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)		846	870	850	827	902	854
	可燃ごみ	678	720	668	654	720	686
	不燃ごみ	19	19	24	22	21	20
	粗大ごみ	19	23	30	34	38	27
	資源ごみ	49	49	43	46	48	47
	集団回収	81	59	86	72	74	74

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）
 $\div 365(366)$ 日 \div 計画収集人口 $\times 10^6$

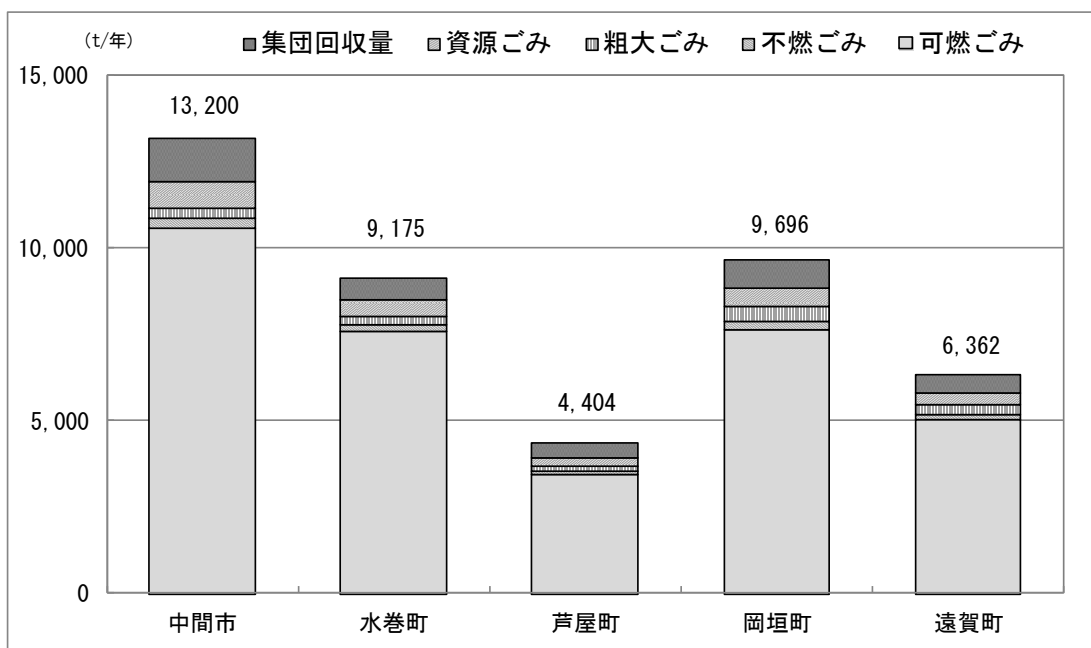


図 3-4 構成市町別のごみ排出量（平成 28 年度）

3) 再生利用量・リサイクル率

組合全体及び構成市町における新聞・雑誌・プラスチック製容器包装をはじめとする再生利用量・リサイクル率の推移は、次のとおりです。

(1) 組合全体

組合全体における再生利用量は平成 26 年度まで、リサイクル率は平成 27 年度までそれぞれ増加傾向にありましたが、その後は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 9,642t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 26 年度実績と比較して 1,245t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 22.5%であり、過去 5 年間で最も高い平成 27 年度実績 (24.2%) から 1.7 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度：20.4%) と比較すると 2.1 ポイント上回っています。

表 3-7-1 再生利用量・リサイクル率の推移 (組合全体)

区分	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	46,355	46,072	45,724	44,223	42,837
再生利用量	10,073	10,653	10,887	10,713	9,642
紙類 (紙パック、紙製容器包装を除く)	4,086	3,942	3,797	3,590	3,266
紙パック	28	29	29	30	29
紙製容器包装	133	143	142	124	113
金属類	899	913	909	854	891
ガラス類	553	657	568	622	554
ペットボトル	230	251	227	244	252
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック (白色トレイを除く)	700	662	639	629	613
プラスチック類 (白色トレイ、容器包装プラを除く)	0	0	0	0	0
布類	189	244	229	215	249
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	1,984	2,615	2,733	3,025	2,359
固形燃料 (RDF、RPF)	0	0	0	0	0
燃料 (固形燃料を除く)	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	0	0	311	305	304
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油 (BDF)	5	6	6	5	5
その他	1,266	1,191	1,297	1,070	1,007
リサイクル率 (%)	21.7	23.1	23.8	24.2	22.5

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：リサイクル率＝再生利用量÷ごみ総排出量 (計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量) × 100

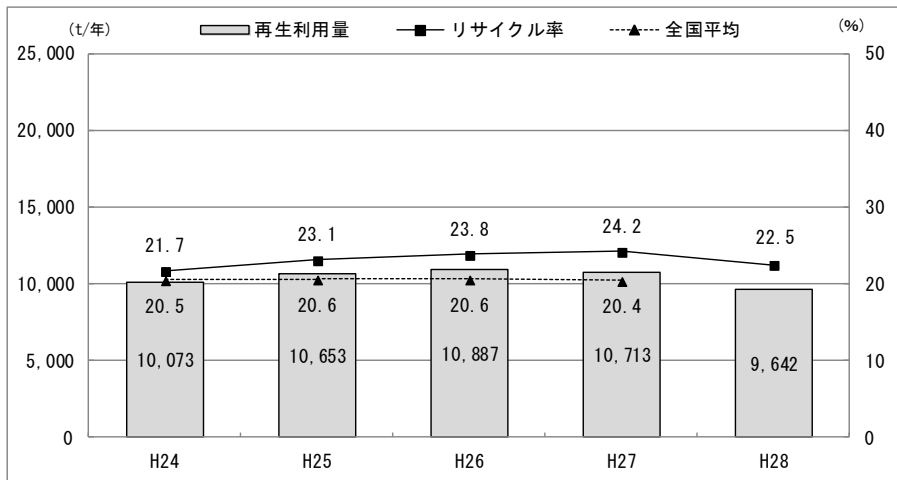


図 3-5-1 再生利用量・リサイクル率の推移 (組合全体)

(2) 中間市

中間市における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値も平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、平成 28 年度は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 3,050t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 27 年度実績と比較して 348t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 23.1%であり、過去 5 年間で最も高い平成 27 年度実績 (24.8%) から 1.7 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度：20.4%) と比較すると 2.7 ポイント上回っています。

表 3-7-2 再生利用量・リサイクル率の推移 (中間市)

	(単位：t/年)				
	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	14,325	14,235	14,037	13,682	13,200
再生利用量	3,145	3,353	3,391	3,398	3,050
紙類 (紙パック、紙製容器包装を除く)	1,364	1,350	1,289	1,256	1,165
紙パック	10	9	9	10	9
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	268	267	261	253	259
ガラス類	167	210	172	192	172
ペットボトル	79	84	77	78	78
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック (白色トレイを除く)	215	202	199	194	189
プラスチック類 (白色トレイ、容器包装プラを除く)	0	0	0	0	0
布類	84	83	77	74	73
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	613	807	839	931	723
固形燃料 (RDF、RPF)	0	0	0	0	0
燃料 (固形燃料を除く)	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	0	0	96	94	93
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油 (BDF)	4	5	5	5	4
その他	341	336	367	311	285
リサイクル率 (%)	22.0	23.6	24.2	24.8	23.1

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：リサイクル率=再生利用量÷ごみ総排出量 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量) × 100

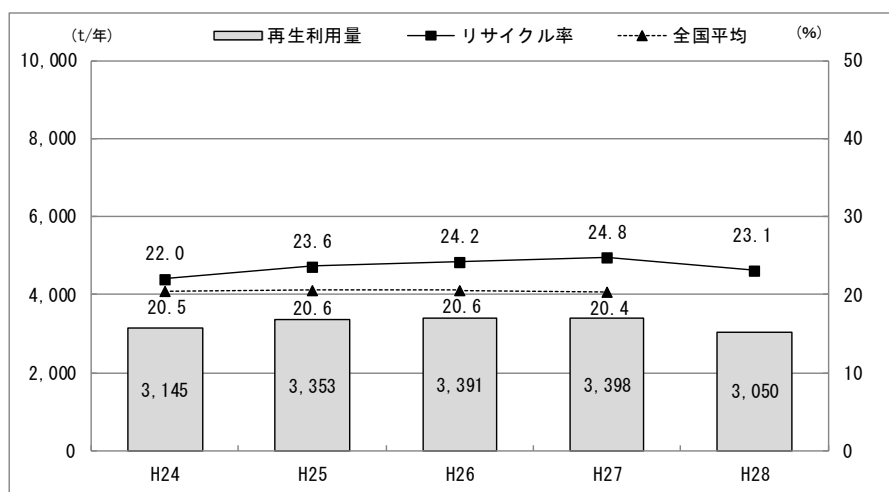


図 3-5-2 再生利用量・リサイクル率の推移 (中間市)

(3) 水巻町

水巻町における再生利用量は平成 26 年度まで、リサイクル率は平成 27 年度までそれぞれ増加傾向にありましたが、その後は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 1,918t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 26 年度実績と比較して 236t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 20.9%であり、過去 5 年間で最も高い平成 27 年度実績 (22.5%) から 1.6 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度：20.4%) と比較すると 0.5 ポイント上回っています。

表 3-7-3 再生利用量・リサイクル率の推移 (水巻町)

(単位：t/年)

	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	10,218	10,051	9,837	9,444	9,175
再生利用量	2,009	2,132	2,154	2,126	1,918
紙類 (紙パック、紙製容器包装を除く)	740	729	688	651	575
紙パック	6	6	7	8	8
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	190	180	173	162	170
ガラス類	118	138	119	130	116
ペットボトル	49	52	47	51	58
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック (白色トレイを除く)	153	147	141	141	140
プラスチック類 (白色トレイ、容器包装プラを除く)	0	0	0	0	0
布類	41	41	35	32	58
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
熔融スラグ	451	588	606	663	519
固形燃料 (RDF、RPF)	0	0	0	0	0
燃料 (固形燃料を除く)	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	0	0	69	67	67
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油 (BDF)	0	0	0	0	0
その他	261	251	269	221	207
リサイクル率 (%)	19.7	21.2	21.9	22.5	20.9

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：リサイクル率＝再生利用量÷ごみ総排出量 (計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量) × 100

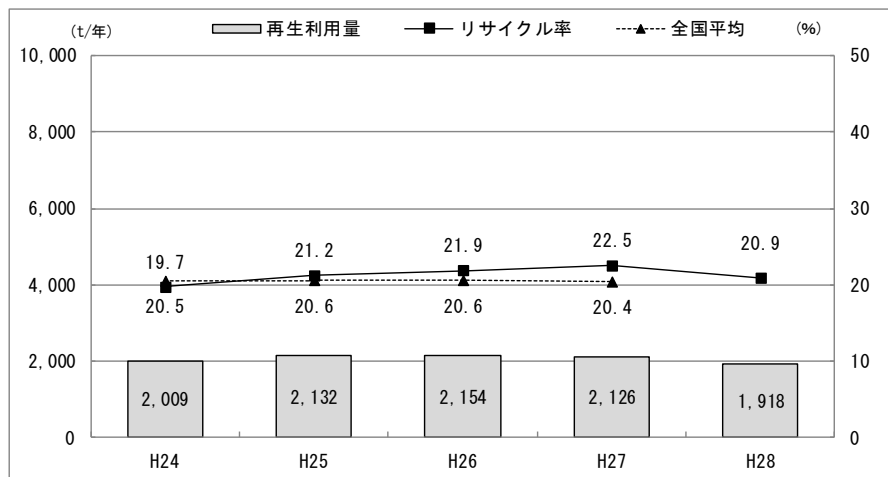


図 3-5-3 再生利用量・リサイクル率の推移 (水巻町)

(4) 芦屋町

芦屋町における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値も平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、平成 28 年度は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 1,043t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 27 年度実績と比較して 99t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 23.7%であり、過去 5 年間で最も高い平成 27 年度実績 (25.2%) から 1.5 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度：20.4%) と比較すると 3.3 ポイント上回っています。

表 3-7-4 再生利用量・リサイクル率の推移 (芦屋町)

	(単位：t/年)				
	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	4,751	4,664	4,572	4,538	4,404
再生利用量	1,027	1,087	1,096	1,142	1,043
紙類 (紙パック、紙製容器包装を除く)	416	411	385	409	401
紙パック	4	3	3	3	3
紙製容器包装	0	0	13	0	1
金属類	99	102	97	106	101
ガラス類	57	65	57	59	51
ペットボトル	24	25	18	28	29
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック (白色トレイを除く)	68	63	59	57	54
プラスチック類 (白色トレイ、容器包装プラを除く)	0	0	0	0	0
布類	23	23	22	22	23
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
熔融スラグ	203	262	271	304	238
固形燃料 (RDF、RPF)	0	0	0	0	0
燃料 (固形燃料を除く)	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	0	0	31	31	31
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油 (BDF)	1	1	1	0	1
その他	132	132	139	123	110
リサイクル率 (%)	21.6	23.3	24.0	25.2	23.7

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：リサイクル率＝再生利用量÷ごみ総排出量 (計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量) × 100

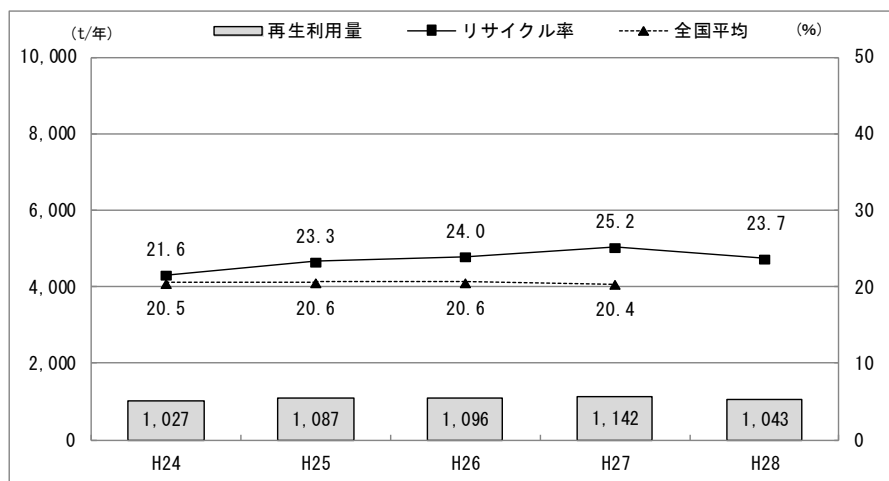


図 3-5-4 再生利用量・リサイクル率の推移 (芦屋町)

(5) 岡垣町

岡垣町における再生利用量・リサイクル率の推移は、いずれの値も平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 2,213t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 26 年度実績と比較して 411t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 22.8%であり、過去 5 年間で最も高い平成 26 年度実績 (25.1%) から 2.3 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度：20.4%) と比較すると 2.4 ポイント上回っています。

表 3-7-5 再生利用量・リサイクル率の推移 (岡垣町)

(単位：t/年)

	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	10,357	10,338	10,445	9,967	9,696
再生利用量	2,401	2,487	2,624	2,476	2,213
紙類 (紙パック、紙製容器包装を除く)	1,059	974	1,001	879	760
紙パック	5	7	6	6	5
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	209	225	232	202	224
ガラス類	133	150	132	147	134
ペットボトル	47	56	51	51	51
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック (白色トレイを除く)	168	157	150	148	143
プラスチック類 (白色トレイ、容器包装プラを除く)	0	0	0	0	0
布類	0	58	58	53	54
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
熔融スラグ	433	576	610	675	529
固形燃料 (RDF、RPF)	0	0	0	0	0
燃料 (固形燃料を除く)	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	0	0	69	68	68
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油 (BDF)	0	0	0	0	0
その他	347	284	315	247	245
リサイクル率 (%)	23.2	24.1	25.1	24.8	22.8

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：リサイクル率＝再生利用量÷ごみ総排出量 (計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量) × 100

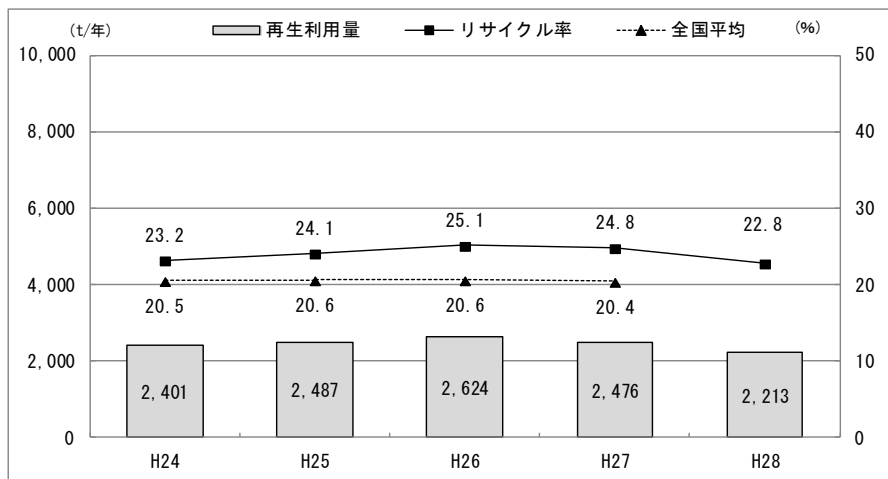


図 3-5-5 再生利用量・リサイクル率の推移 (岡垣町)

(6) 遠賀町

遠賀町における再生利用量は平成 26 年度まで、リサイクル率は平成 27 年度までそれぞれ増加傾向にありましたが、その後は減少しています。平成 28 年度の再生利用量は 1,418t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 26 年度実績と比較して 204t 減少しています。

平成 28 年度のリサイクル率は 22.3%であり、過去 5 年間で最も高い平成 27 年度実績 (23.8%) から 1.5 ポイント減少しています。なお、全国平均 (平成 27 年度：20.4%) と比較すると 1.9 ポイント上回っています。

表 3-7-6 再生利用量・リサイクル率の推移 (遠賀町)

(単位：t/年)

	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	6,704	6,784	6,833	6,592	6,362
再生利用量	1,491	1,594	1,622	1,571	1,418
紙類 (紙パック、紙製容器包装を除く)	507	478	434	395	365
紙パック	3	4	4	3	4
紙製容器包装	133	143	129	124	112
金属類	133	139	146	131	137
ガラス類	78	94	88	94	81
ペットボトル	31	34	34	36	36
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック (白色トレイを除く)	96	93	90	89	87
プラスチック類 (白色トレイ、容器包装プラを除く)	0	0	0	0	0
布類	41	39	37	34	41
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	284	382	407	452	350
固形燃料 (RDF、RPF)	0	0	0	0	0
燃料 (固形燃料を除く)	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	0	0	46	45	45
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油 (BDF)	0	0	0	0	0
その他	185	188	207	168	160
リサイクル率 (%)	22.2	23.5	23.7	23.8	22.3

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：リサイクル率＝再生利用量÷ごみ総排出量 (計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量) × 100

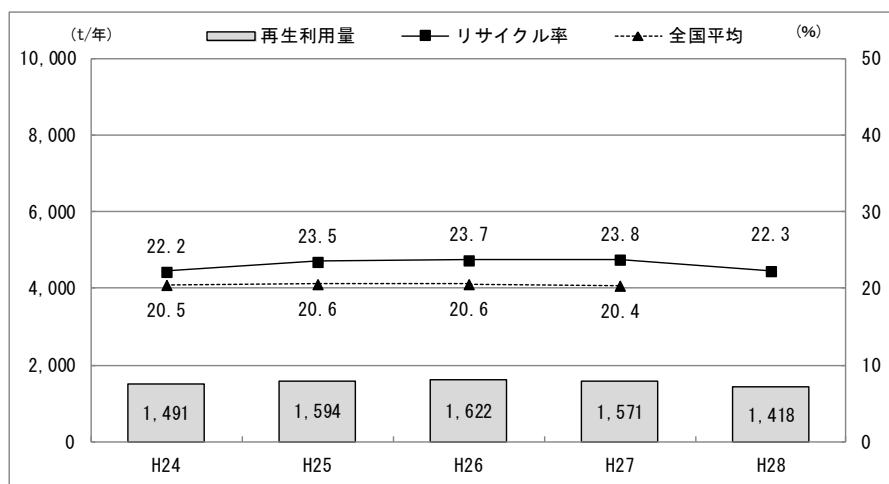


図 3-5-6 再生利用量・リサイクル率の推移 (遠賀町)

4) 最終処分量

組合全体及び構成市町における最終処分の状況は、次のとおりです。

(1) 組合全体

組合全体における最終処分量は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 5,574t であり、最終処分率では 13.0%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.5 ポイント上回っています。

平成 28 年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 4,467t（80.1%）、中間処理残渣埋立量は 1,107t（19.9%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は本組合の所管する最終処分場にて最終処分されています。

表 3-8-1 最終処分量・最終処分率の推移（組合全体）

（単位：t/年）

区分	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	46,355	46,072	45,724	44,223	42,837
直接埋立量	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	4,047	4,653	4,645	4,581	4,467
中間処理残渣埋立量	1,463	1,213	1,311	1,108	1,107
最終処分量 計	5,510	5,866	5,956	5,689	5,574
最終処分率 (%)	11.9	12.7	13.0	12.9	13.0

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

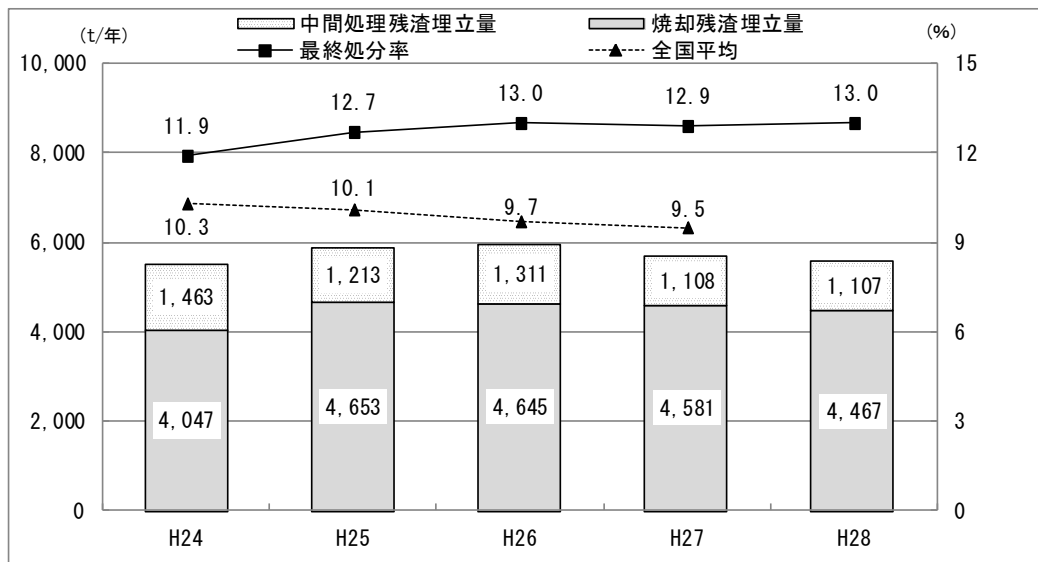


図 3-6-1 最終処分量、最終処分率の推移（組合全体）

(2) 中間市

中間市における最終処分量は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 1,677t であり、最終処分率では 12.7%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.2 ポイント上回っています。

平成 28 年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 1,369t（81.6%）、中間処理残渣埋立量は 308t（18.4%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

表 3-8-2 最終処分量・最終処分率の推移（中間市）

（単位：t/年）

中間市	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	14,325	14,235	14,037	13,682	13,200
直接埋立量	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	1,251	1,435	1,426	1,410	1,369
中間処理残渣埋立量	418	329	354	311	308
最終処分量 計	1,669	1,764	1,780	1,721	1,677
最終処分率 (%)	11.7	12.4	12.7	12.6	12.7

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

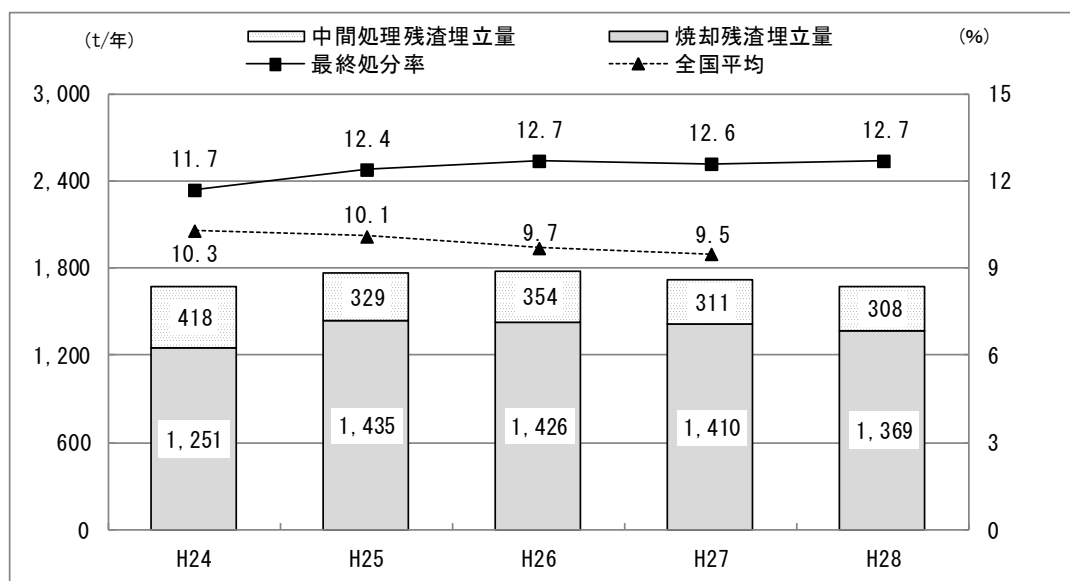


図 3-6-2 最終処分量、最終処分率の推移（中間市）

(3) 水巻町

水巻町における最終処分量は平成 25 年度まで増加傾向にありましたが、平成 26 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 1,202t であり、最終処分率では 13.1%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.6 ポイント上回っています。

平成 28 年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 983t（81.8%）、中間処理残渣埋立量は 219t（18.2%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

表 3-8-3 最終処分量・最終処分率の推移（水巻町）

(単位：t/年)

水巻町	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	10,218	10,051	9,837	9,444	9,175
直接埋立量	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	919	1,046	1,031	1,005	983
中間処理残渣埋立量	303	238	250	215	219
最終処分量 計	1,222	1,284	1,281	1,220	1,202
最終処分率 (%)	12.0	12.8	13.0	12.9	13.1

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

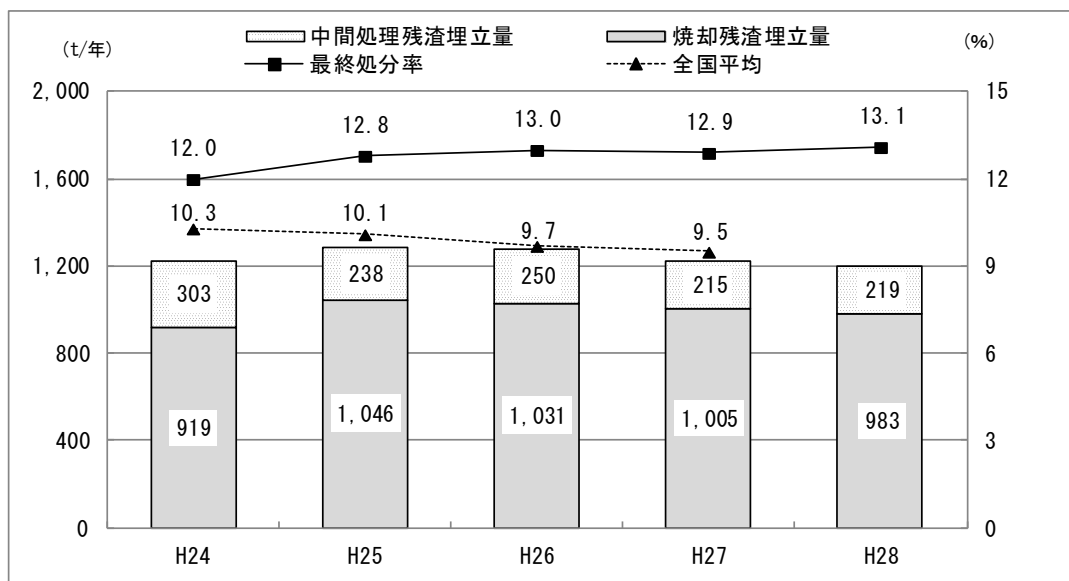


図 3-6-3 最終処分量、最終処分率の推移（水巻町）

(4) 芦屋町

芦屋町における最終処分量は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 570t であり、最終処分率では 12.9%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.4 ポイント上回っています。

平成 28 年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 451t（79.1%）、中間処理残渣埋立量は 119t（20.9%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

表 3-8-4 最終処分量・最終処分率の推移（芦屋町）

(単位：t/年)

芦屋町	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	4,751	4,664	4,572	4,538	4,404
直接埋立量	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	414	467	461	460	451
中間処理残渣埋立量	162	140	149	138	119
最終処分量 計	576	607	610	598	570
最終処分率 (%)	12.1	13.0	13.3	13.2	12.9

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

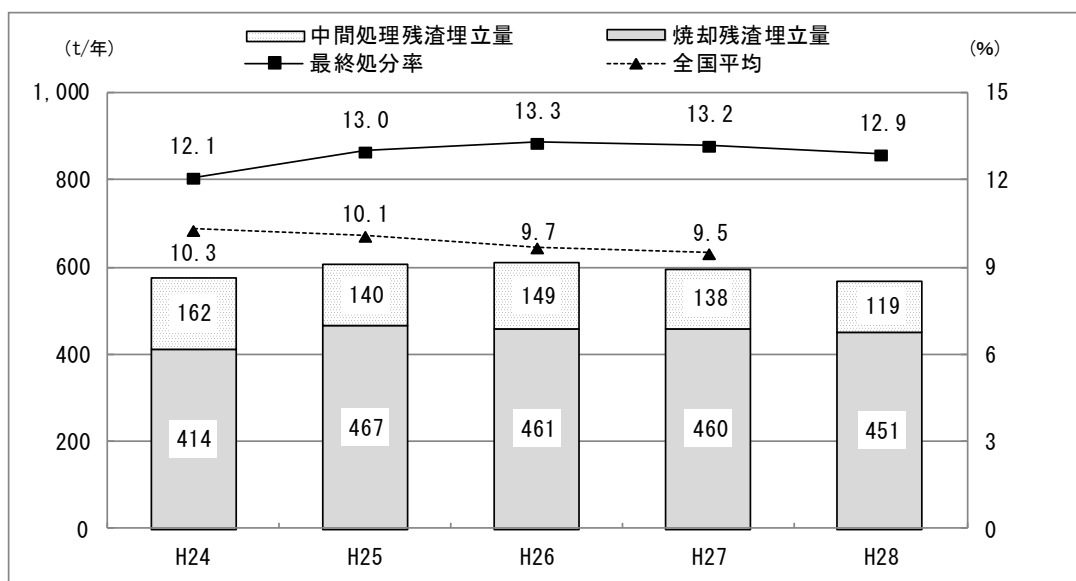


図 3-6-4 最終処分量、最終処分率の推移（芦屋町）

(5) 岡垣町

岡垣町における最終処分量は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 1,282t であり、最終処分率では 13.2%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.7 ポイント上回っています。

平成 28 年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 1,001t（78.1%）、中間処理残渣埋立量は 281t（21.9%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

表 3-8-5 最終処分量・最終処分率の推移（岡垣町）

（単位：t/年）

岡垣町	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	10,357	10,338	10,445	9,967	9,696
直接埋立量	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	883	1,026	1,036	1,022	1,001
中間処理残渣埋立量	355	309	339	265	281
最終処分量 計	1,238	1,335	1,375	1,287	1,282
最終処分率 (%)	12.0	12.9	13.2	12.9	13.2

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

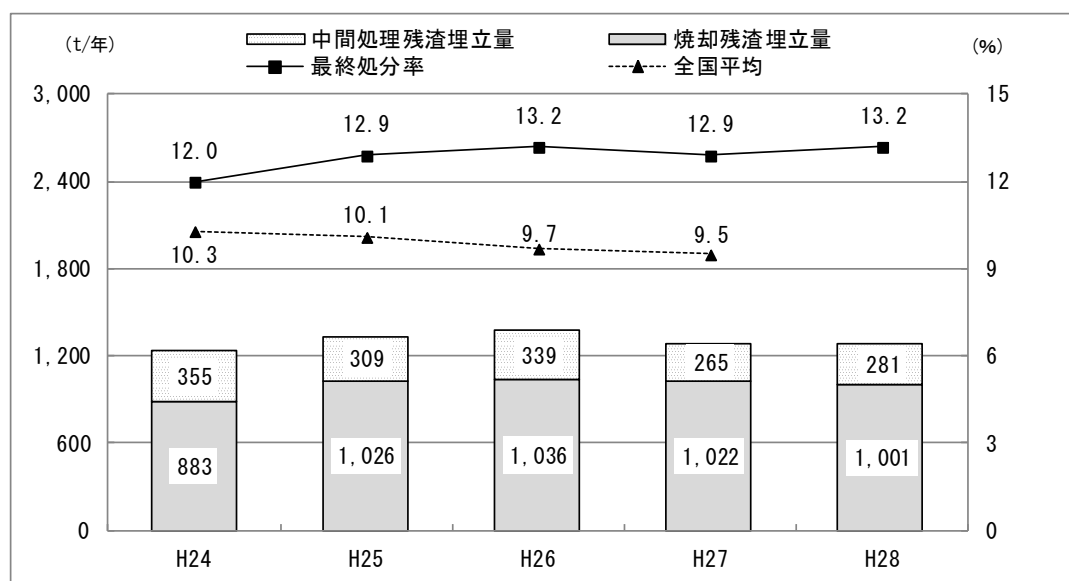


図 3-6-5 最終処分量、最終処分率の推移（岡垣町）

(6) 遠賀町

遠賀町における最終処分量は平成 26 年度まで増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。平成 28 年度における最終処分量は 843t であり、最終処分率では 13.3%と、全国平均（平成 27 年度：9.5%）と比較して 3.8 ポイント上回っています。

平成 28 年度最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 663t（78.6%）、中間処理残渣埋立量は 180t（21.4%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

表 3-8-6 最終処分量・最終処分率の推移（遠賀町）

遠賀町	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ総排出量	6,704	6,784	6,833	6,592	6,362
直接埋立量	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	580	679	691	684	663
中間処理残渣埋立量	225	197	219	179	180
最終処分量 計	805	876	910	863	843
最終処分率 (%)	12.0	12.9	13.3	13.1	13.3

出典：組合資料、環境省一般廃棄物処理実態調査

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

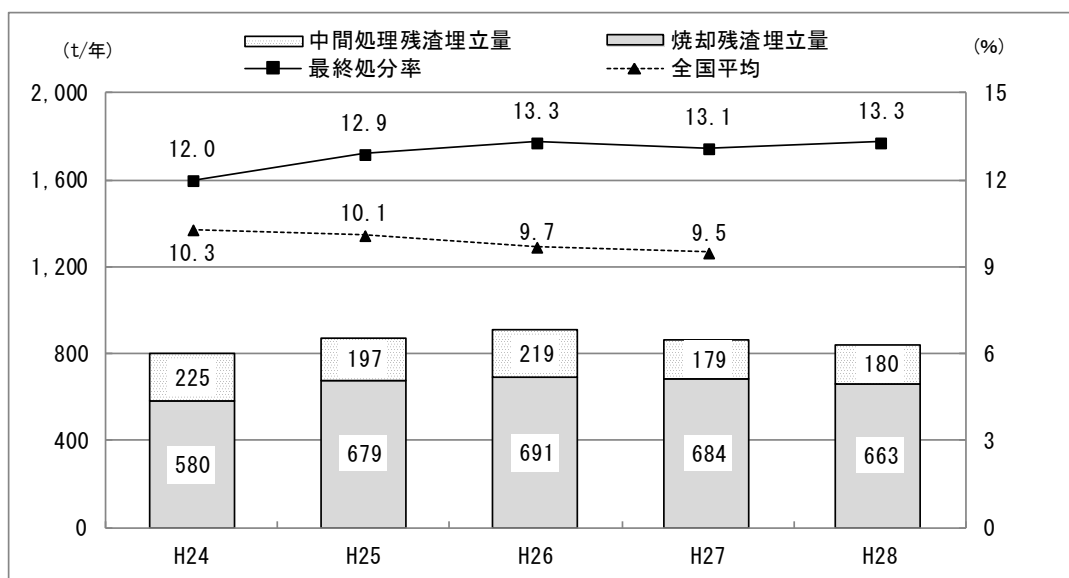


図 3-6-6 最終処分量、最終処分率の推移（遠賀町）

5) ごみ処理経費

構成市町及び本組合では、一般廃棄物（ごみ）を処理するために、それぞれの役割に応じて次のような費用がかかっています。

(1) 組合のごみ処理経費

組合では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理を行う遠賀・中間リレーセンターと資源ごみの処理を行う中間・遠賀リサイクルプラザの両中間処理施設の運営費のほか、生活系ごみ収集運搬委託業務に関する費用や事業系ごみの処理に関する費用がかかっています。

表3-9 組合のごみ処理経費の推移

(単位:千円)

事業内容		H24	H25	H26	H27	H28
歳出	リレーセンター運営費	1,046,321	1,131,762	1,136,557	1,131,075	1,076,862
	リサイクルプラザ運営費	148,800	141,020	140,082	144,117	148,266
	収集運搬業務費等	739,134	757,817	753,165	763,603	765,464
	施設整備費	10,290	11,550	0	0	0
	起債償還金	409,206	409,206	385,218	277,099	225,229
計		2,353,751	2,451,355	2,415,022	2,315,894	2,215,821
歳入	組合歳入(使用料、手数料等)	594,065	634,844	587,432	618,025	609,882
	負担金	1,785,723	1,836,488	1,856,898	1,723,870	1,636,353
計		2,379,788	2,471,332	2,444,330	2,341,895	2,246,235
負担金内訳	中間市	532,338	545,920	547,719	509,050	483,797
	水巻町	391,989	400,490	405,187	371,570	350,070
	芦屋町	209,266	215,938	215,042	197,331	187,186
	岡垣町	383,031	398,830	408,296	381,444	363,895
	遠賀町	269,099	275,310	280,654	264,475	251,405

(2) 構成市町のごみ処理経費

構成市町では、ごみの減量やリサイクルの向上を図ることなどを目的とした資源ごみ集団回収奨励金、ダンボールコンポスト補助金などの各種助成金をはじめ、不法投棄の未然防止を目的としたパトロール費やクリーンキャンペーン、環境美化のボランティア活動に要する費用などがかかっています。

表3-10-1 構成市町のごみ処理経費の推移(1市4町の合計)

(単位:千円)

事業内容	H24	H25	H26	H27	H28
マイバック配布	50	50	50	50	50
油こし器購入・配布	110	110	0	63	63
生ごみ処理容器補助金	435	301	423	223	251
ダンボールコンポスト利用講座	10	0	0	110	205
ダンボールコンポスト補助金	773	678	631	508	416
資源回収団体奨励補助金	27,617	27,033	25,398	24,403	22,257
使用済み乾電池に係る助成金	205	189	131	148	141
使用済み乾電池回収ボックス設置等	156	312	239	239	239
環境美化・クリーンキャンペーン	5,366	4,084	5,496	5,559	6,847
使用済み小型電子機器の回収	276	276	287	287	287
不法投棄防止啓発看板等設置	392	342	619	541	482
不法投棄パトロール	5,348	6,089	8,855	9,631	9,392
不法投棄ごみ収集委託	1,764	1,764	1,814	1,814	1,814
動物死体回収	2,456	2,370	2,757	2,802	3,084
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	76
環境教育に係る経費	1,996	2,030	1,959	1,993	2,294
ペットボトル、食品トレイ、紙パックの拠点回収に係る経費	456	461	407	407	826
普及啓発に係る経費	254	1,396	269	209	496
環境基本計画等策定	4,515	4,788	4,806	5,400	2,992
ごみカレンダー配布	463	547	477	753	854
合計	52,642	52,820	54,618	55,140	53,066

表3-10-2 中間市のごみ処理経費の推移

(単位:千円)

事業内容	H24	H25	H26	H27	H28
マイバック配布	50	50	50	50	50
油こし器購入・配布	0	0	0	0	0
生ごみ処理容器補助金	92	56	50	49	34
ダンボールコンポスト利用講座	0	0	0	39	58
ダンボールコンポスト補助金	26	48	68	48	34
資源回収団体奨励補助金	8,830	8,796	8,395	8,187	7,582
使用済み乾電池に係る助成金	205	189	131	148	141
使用済み乾電池回収ボックス設置等	0	0	0	0	0
環境美化・クリーンキャンペーン	0	0	0	0	0
使用済小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	48	56	47	61	61
不法投棄パトロール	1,814	1,338	3,929	4,608	4,343
不法投棄ごみ収集委託	0	0	0	0	0
動物死体回収	0	0	259	301	606
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	0	0	0	0	0
ペットボトル、食品トレー、紙パックの拠点回収に係る経費	0	0	0	0	427
普及啓発に係る経費	0	1,166	0	0	0
環境基本計画等策定	0	0	4,806	0	0
ごみカレンダー配布	0	0	0	177	354
合計	11,065	11,699	17,735	13,668	13,690

※普及啓発にかかる経費は、ごみ集積所の看板の経費

表3-10-3 水巻町のごみ処理経費の推移

(単位:千円)

事業内容	H24	H25	H26	H27	H28
マイバック配布	0	0	0	0	0
油こし器購入・配布	110	110	0	63	63
生ごみ処理容器補助金	57	45	123	41	20
ダンボールコンポスト利用講座	0	0	0	0	40
ダンボールコンポスト補助金	64	86	92	52	81
資源回収団体奨励補助金	4,859	4,798	4,501	4,233	3,752
使用済み乾電池に係る助成金	0	0	0	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	0	0	0	0	0
環境美化・クリーンキャンペーン	2,667	2,088	2,933	2,972	4,350
使用済小型電子機器の回収	276	276	287	287	287
不法投棄防止啓発看板等設置	80	0	97	177	98
不法投棄パトロール	410	453	448	451	454
不法投棄ごみ収集委託	1,764	1,764	1,814	1,814	1,814
動物死体回収	1,638	1,638	1,685	1,685	1,685
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	76
環境教育に係る経費	651	460	486	559	836
ペットボトル、食品トレー、紙パックの拠点回収に係る経費	0	0	0	0	0
普及啓発に係る経費	0	0	0	0	69
環境基本計画等策定	0	0	0	5,400	0
ごみカレンダー配布	463	547	477	576	500
合計	13,039	12,265	12,943	18,310	14,125

※使用済小型電子機器の回収費に指定袋配布、食用油の移送、ペットボトルキャップ回収等含む。

表3-10-4 芦屋町のごみ処理経費の推移

(単位:千円)

事業内容	H24	H25	H26	H27	H28
マイバック配布	0	0	0	0	0
油こし器購入・配布	0	0	0	0	0
生ごみ処理容器補助金	53	70	79	12	75
ダンボールコンポスト利用講座	0	0	0	0	6
ダンボールコンポスト補助金	46	22	18	22	24
資源回収団体奨励補助金	2,727	2,714	2,550	2,706	2,650
使用済み乾電池に係る助成金	0	0	0	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	0	0	0	0	0
環境美化・クリーンキャンペーン	40	40	40	40	40
使用済小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	23	13	27	30	30
不法投棄パトロール	267	123	147	150	158
不法投棄ごみ収集委託	0	0	0	0	0
動物死体回収	0	0	0	0	0
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	0	0	0	0	14
ペットボトル、食品トレー、紙パックの拠点回収に係る経費	0	0	0	0	0
普及啓発に係る経費	100	100	102	102	102
環境基本計画等策定	0	4,788	0	0	0
ごみカレンダー配布	0	0	0	0	0
合計	3,256	7,870	2,963	3,062	3,099

※普及啓発にかかる経費は、ごみステーション看板等の作成費用

※動物死体回収、ごみステーションのパトロールなど行っているが他の経費で支出しているため、ごみ処理経費から除外

表3-10-5 岡垣町のごみ処理経費の推移

(単位:千円)

事業内容	H24	H25	H26	H27	H28
マイバック配布	0	0	0	0	0
油こし器購入・配布	0	0	0	0	0
生ごみ処理容器補助金	0	0	0	0	0
ダンボールコンポスト利用講座	10	0	0	32	62
ダンボールコンポスト補助金	577	469	394	344	248
資源回収団体奨励補助金	7,001	6,640	6,231	5,852	5,126
使用済み乾電池に係る助成金	0	0	0	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	156	312	239	239	239
環境美化・クリーンキャンペーン	648	648	648	648	648
使用済小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	202	240	406	246	212
不法投棄パトロール	1,652	2,932	3,097	3,097	3,093
不法投棄ごみ収集委託	0	0	0	0	0
動物死体回収	567	567	687	687	687
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	1,345	1,570	1,473	1,430	1,440
ペットボトル、食品トレー、紙パックの拠点回収に係る経費	56	64	57	57	49
普及啓発に係る経費	0	0	0	0	0
環境基本計画等策定	4,515	0	0	0	0
ごみカレンダー配布	0	0	0	0	0
合計	16,729	13,442	13,232	12,632	11,804

※ダンボールコンポスト補助金に生ごみ処理容器補助金を含む。

表3-10-6 遠賀町のごみ処理経費の推移

(単位:千円)

事業内容	H24	H25	H26	H27	H28
マイバック配布	0	0	0	0	0
油こし器購入・配布	0	0	0	0	0
生ごみ処理容器補助金	233	130	171	121	122
ダンボールコンポスト利用講座	0	0	0	39	39
ダンボールコンポスト補助金	60	53	59	42	29
資源回収団体奨励補助金	4,200	4,085	3,721	3,425	3,147
使用済み乾電池に係る助成金	0	0	0	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	0	0	0	0	0
環境美化・クリーンキャンペーン	2,011	1,308	1,875	1,899	1,809
使用済み小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	39	33	42	27	81
不法投棄パトロール	1,205	1,243	1,234	1,325	1,344
不法投棄ごみ収集委託	0	0	0	0	0
動物死体回収	251	165	126	129	106
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	0	0	0	4	4
ペットボトル、食品トレイ、紙パックの拠点回収に係る経費	400	397	350	350	350
普及啓発に係る経費	154	130	167	107	325
環境基本計画等策定	0	0	0	0	2,992
ごみカレンダー配布	0	0	0	0	0
合計	8,553	7,544	7,745	7,468	10,348

※生ごみ処理容器補助金は、生ごみ処理器、電動生ごみ処理機及び発酵促進剤の補助金

※環境美化・クリーンキャンペーンは、環境美化補助金ボランティア用ごみ袋代及びボランティア袋収集手数料

7. ごみ処理の評価（市町村一般廃棄物処理システム比較分析）

1) 市町村一般廃棄物処理システム比較分析表について

自治体の廃棄物処理システムを客観的に評価するための手法として、環境省が公表している「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針*」において、下表のような標準的な評価項目が示されています。

（*環境省ホームページ http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html）

これらの評価項目について、人口規模や産業構造が類似した市町村間で比較を行うことで、組合を構成する各市町の廃棄物処理システムの評価を行いました。なお、類似市町村の抽出は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省が提示している「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型によります。

類似市町村の抽出方法

ステップ1	都市形態	①政令指定都市（人口、産業構造による分類無し） ②特別区（人口、産業構造による分類無し） ③中核市（人口、産業構造による分類無し） ④特例市（人口、産業構造による分類無し） ⑤都市、⑥町村
ステップ2	人口規模	⑤都市（50,000未満、50,000～100,000、100,000～150,000、150,000以上） ⑥町村（5,000未満、5,000～10,000、10,000～15,000、15,000～20,000、20,000以上）
ステップ3	産業構造	⑤都市（第2次産業人口、第3次産業人口の比率で分類） ⑥町村（第2次産業人口、第3次産業人口の比率で分類）
類似市町村の抽出		

※総務省が提示している「類似団体別市町村財政指数表」の類型を用いて類型

また、環境省では、市町村が比較分析表を作成することを支援するため、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を作成し、環境省ホームページ上で公開しています。そのため、本項においても、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を活用し、組合構成市町の比較分析表を作成しました。

表3-11 標準的な評価項目の算出方法

標準的な指標		算出式
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365 (or 366) ÷ 計画収集人口 × 10 ³
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成27年度実績版）

2) 市町村一般廃棄物処理システム比較分析結果

組合を構成する各市町における一般廃棄物処理システムについて、全国の類似市町村と比較した結果を以下に示します。レーダーチャートの数値は、類似市町村と比較した構成市町の取組について各評価項目を偏差値で示したもので、いずれも数値が高いほど、類似市町村に対し評価が良好であると言えます。偏差値の評価としては、偏差値65以上で「平均より高い」、55以上65未満で「平均よりやや高い」、45以上55未満で「ほぼ平均」、35以上45未満で「平均よりやや低い」、35未満で「平均より低い」としました。

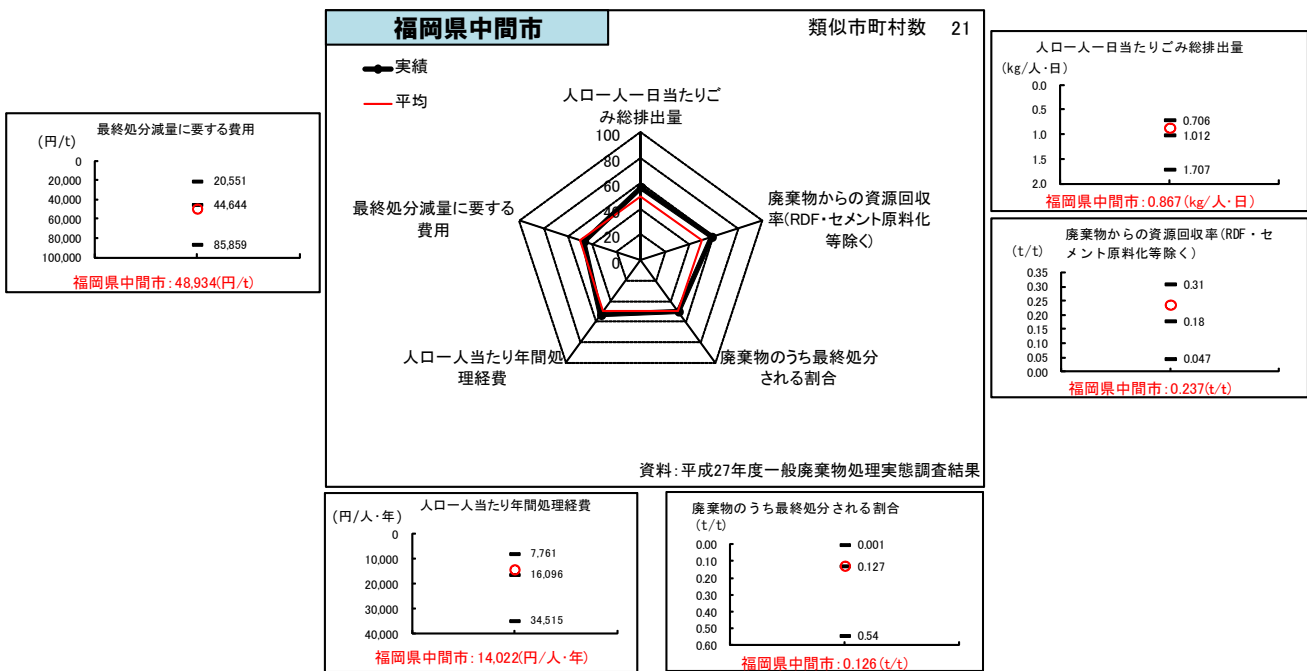
なお、本評価を行うに当たってのデータは、環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査」の結果に基づくものであり、構成市町を含め、最新版である平成27年度実績により評価を行っています。

(1) 中間市の比較分析表

市町村名	福岡県中間市	人口		43,139	人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	99.2%	Ⅲ次人口比率	67.8%

類型都市の概要	都市形態	都市			
	人口区分	I	50,000 人未満		
	産業構造	3	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%以上、Ⅲ次人口比 65%以上		

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	1.012	0.180	0.127	16,096	44,644
最大	1.707	0.310	0.540	34,515	85,859
最小	0.706	0.047	0.001	7,761	20,551
標準偏差	0.209	0.070	0.103	6,047	14,311
当該市町村実績	0.867	0.237	0.126	14,022	48,934
偏差値	57.0	58.2	50.1	53.4	47.0



(注) 構成市町のごみ処理については同様の取り組みを行っているが、比較する対象の類似市町村が違うため、構成市町の分析・評価が異なる。

【分析欄】

1. 人口一人一日当たり排出量：平均よりやや高い
2. 廃棄物からの資源回収率：平均よりやや高い
3. 廃棄物のうち最終処分される割合：ほぼ平均
4. 人口一人当たり年間処理経費：ほぼ平均
5. 最終処分減量に要する費用：ほぼ平均

【評価】

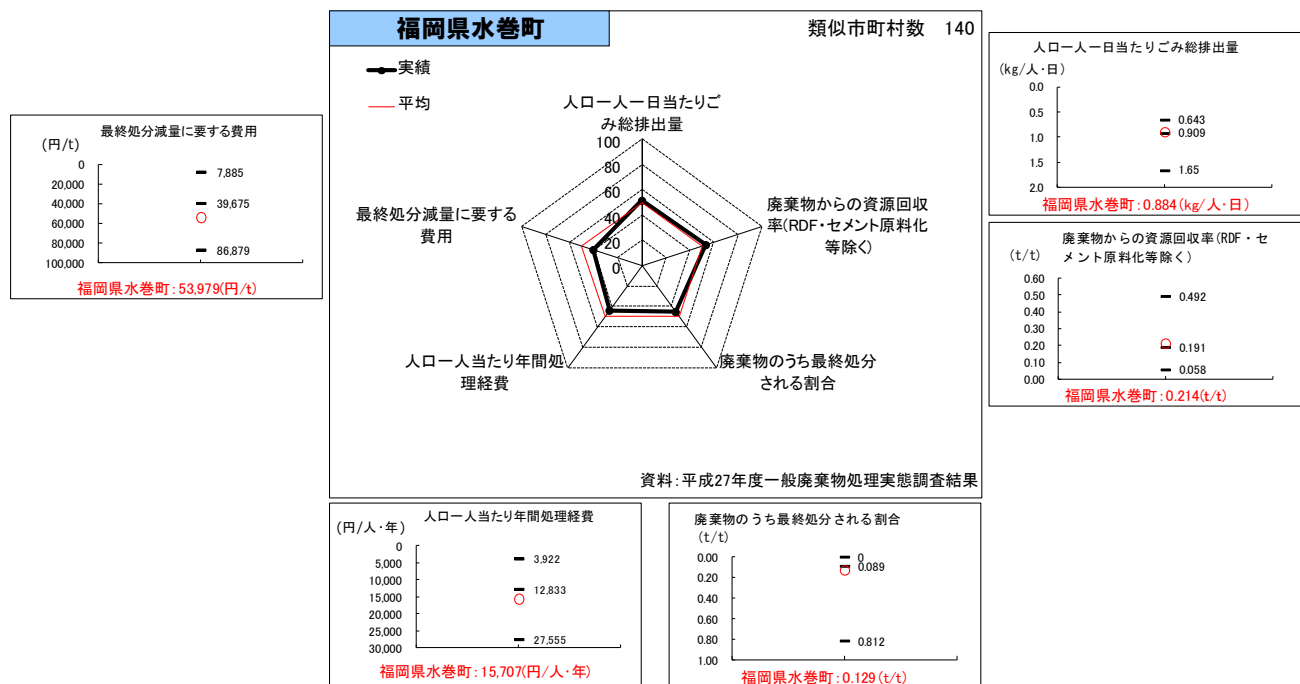
人口一人一日当たり排出量及び廃棄物からの資源回収率については平均よりやや高く、その他の項目はほぼ平均である。

(2) 水巻町の比較分析表

市町村名	福岡県水巻町	人口	29,200	人
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	99.2%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	V	20,000人以上
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	0.909	0.191	0.089	12,833	39,675
最大	1.650	0.492	0.812	27,555	86,879
最小	0.643	0.058	0	3,922	7,885
標準偏差	0.172	0.073	0.085	4,707	15,046
当該市町村実績	0.884	0.214	0.129	15,707	53,979
偏差値	51.5	53.1	45.3	43.9	40.5



(注) 構成市町のごみ処理については同様の取り組みを行っているが、比較する対象の類似市町村が違うため、構成市町の分析・評価が異なる。

【分析欄】

1. 人口一人一日当たり排出量：ほぼ平均
2. 廃棄物からの資源回収率：ほぼ平均
3. 廃棄物のうち最終処分される割合：ほぼ平均
4. 人口一人当たり年間処理経費：平均よりやや低い
5. 最終処分減量に要する費用：平均よりやや低い

【評価】

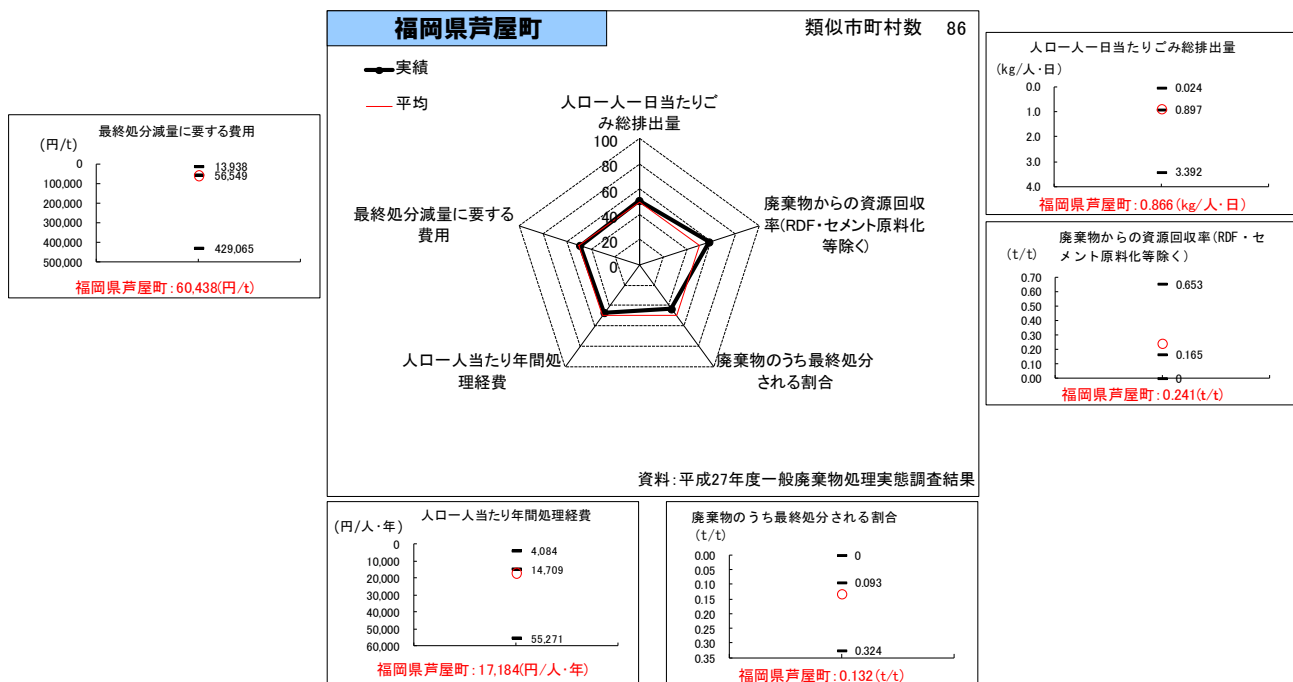
人口一人一日当たり排出量、廃棄物からの資源回収率、廃棄物のうち最終処分される割合はほぼ平均である。人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用は平均よりやや低い。

(3) 芦屋町の比較分析表

市町村名	福岡県芦屋町	人口	14,321	人
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	96.8%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅲ	10,000人以上～15,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除 く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	0.897	0.165	0.093	14,709	56,549
最大	3.392	0.653	0.324	55,271	429,065
最小	0.024	0	0	4,084	13,938
標準偏差	0.357	0.092	0.059	8,295	64,776
当該市町村実績	0.866	0.241	0.132	17,184	60,438
偏差値	50.9	58.2	43.4	47.0	49.4



(注) 構成市町のごみ処理については同様の取り組みを行っているが、比較する対象の類似市町村が違うため、構成市町の分析・評価が異なる。

【分析欄】

1. 人口一人一日当たり排出量：ほぼ平均
2. 廃棄物からの資源回収率：平均よりやや高い
3. 廃棄物のうち最終処分される割合：平均よりやや低い
4. 人口一人当たり年間処理経費：ほぼ平均
5. 最終処分減量に要する費用：ほぼ平均

【評価】

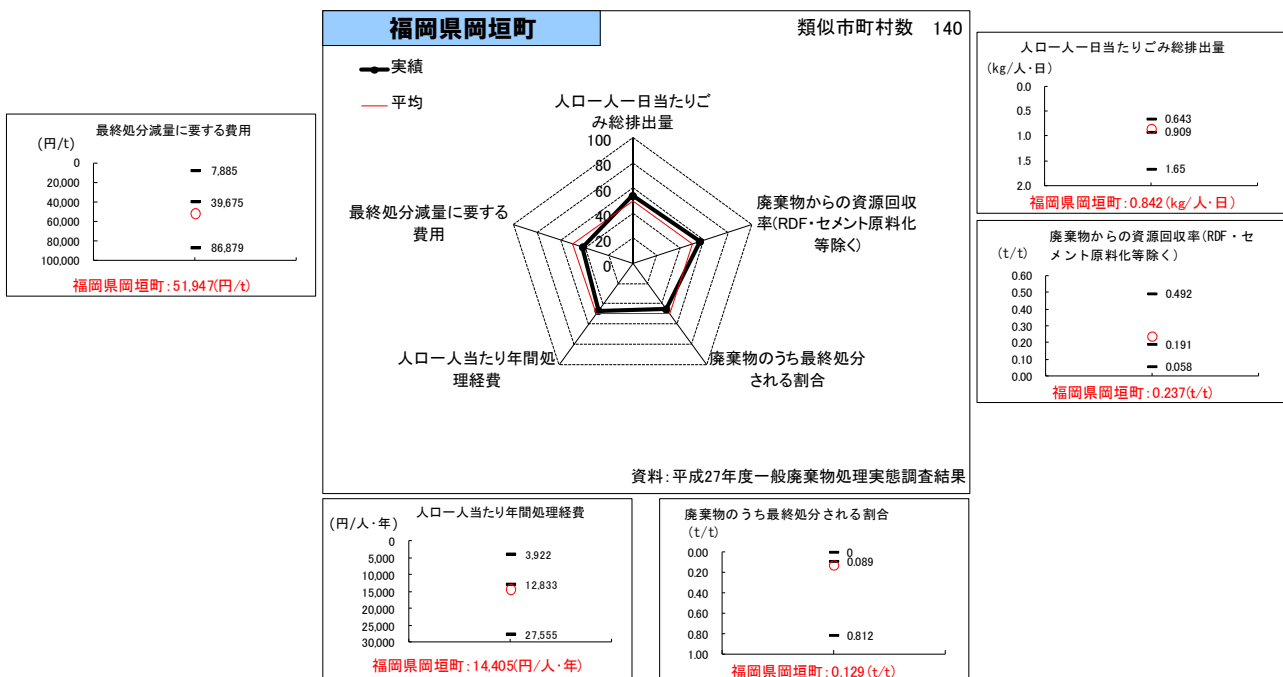
廃棄物からの資源回収率は平均よりやや高く、人口一人一日当たり排出量、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用についてはほぼ平均である。廃棄物のうち最終処分される割合については平均よりやや低い。

(4) 岡垣町の比較分析表

市町村名	福岡県岡垣町	人口	32,350	人
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	96.6%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	V	20,000人以上
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.909	0.191	0.089	12,833	39,675
最大	1.650	0.492	0.812	27,555	86,879
最小	0.643	0.058	0	3,922	7,885
標準偏差	0.172	0.073	0.085	4,707	15,046
当該市町村実績	0.842	0.237	0.129	14,405	51,947
偏差値	53.9	56.3	45.3	46.7	41.8



(注) 構成市町のごみ処理については同様の取り組みを行っているが、比較する対象の類似市町村が異なるため、構成市町の分析・評価が異なる。

【分析欄】

1. 人口一人一日当たり排出量：ほぼ平均
2. 廃棄物からの資源回収率：平均よりやや高い
3. 廃棄物のうち最終処分される割合：ほぼ平均
4. 人口一人当たり年間処理経費：ほぼ平均
5. 最終処分減量に要する費用：平均よりやや低い

【評価】

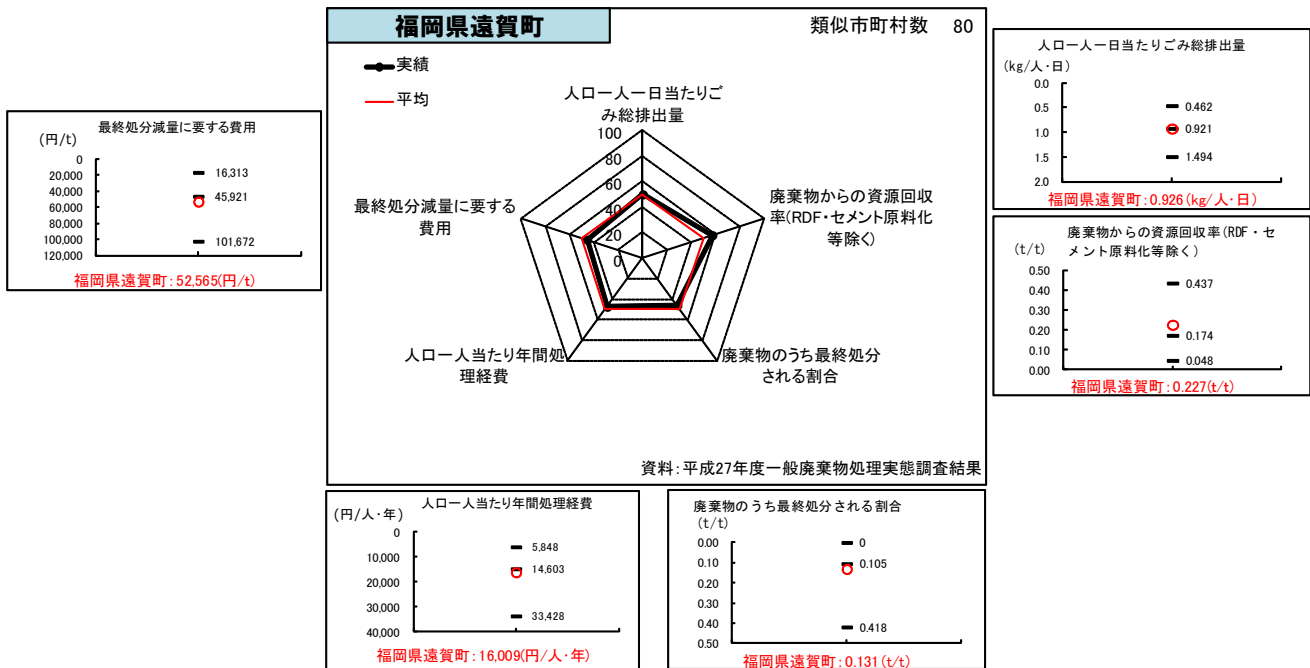
廃棄物からの資源回収率については平均よりやや高く、人口一人一日当たり排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費についてはほぼ平均である。最終処分減量に要する費用については平均よりやや低い。

(5) 遠賀町の比較分析表

市町村名	福岡県遠賀町	人口		19,441	人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	96.6%	Ⅲ次人口比率	69.6%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅳ	15,000人以上～20,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最 終処分される割 合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	0.921	0.174	0.105	14,603	45,921
最大	1.494	0.437	0.418	33,428	101,672
最小	0.462	0.048	0	5,848	16,313
標準偏差	0.203	0.074	0.065	5,718	15,879
当該市町村実績	0.926	0.227	0.131	16,009	52,565
偏差値	49.7	57.2	46.0	47.5	45.8



(注) 構成市町のごみ処理については同様の取り組みを行っているが、比較する対象の類似市町村が違うため、構成市町の分析・評価が異なる。

【分析欄】

1. 人口一人一日当たり排出量：ほぼ平均
2. 廃棄物からの資源回収率：平均よりやや高い
3. 廃棄物のうち最終処分される割合：ほぼ平均
4. 人口一人当たり年間処理経費：ほぼ平均
5. 最終処分減量に要する費用：ほぼ平均

【評価】

廃棄物からの資源回収率は平均よりやや高く、その他の項目はほぼ平均である。

第3節 ごみ処理・処分の課題

本地域におけるごみ処理の現状から、課題を整理すると次のとおりとなります。

課題1 ごみの排出抑制について

本組合地域における1人1日当たり排出量(854g/人・日:平成28年度)は全国平均(939g/人・日:平成27年度)と比較して少なくなっており、構成市町の類似団体との比較においても「平均よりやや高い」または「ほぼ平均」という評価となっていますが、今後ごみの排出抑制に関する取り組みを継続し、ごみの排出抑制に努める必要があります。

課題2 資源化について

本組合地域におけるリサイクル率(22.5%:平成28年度)は全国平均(20.4%:平成27年度)を上回っており、構成市町の類似団体との比較においても「平均よりやや高い」または「ほぼ平均」という評価となっています。

なお、組合では基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を北九州市に委託していますが、資源化量のうち、可燃ごみ処理後の資源化量(溶融スラグ、焼却灰のセメント原料化等)は北九州市の状況により変動する可能性があることから、組合及び構成市町独自で行う資源化の取り組みを強化する必要があります。

課題3 最終処分について

本組合地域における最終処分率(13.0%:平成28年度)は全国平均(9.5%:平成27年度)を上回っており、構成市町の類似団体との比較においても「ほぼ平均」または「平均よりやや低い」という評価となっていますが、最終処分量のうち約8割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。

本組合が所管する最終処分場の残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から29年が経過しており浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、最終処分場の延命化について検討する必要があります。

第4章 人口及びごみ排出量等の将来予測

第1節 人口の将来予測

本地域における人口の将来予測結果は以下のとおりです。いずれの市町とも、減少傾向で推移すると予測されます。

表4-1 人口の将来予測結果

(単位：人)

市町名	実績値※1			予測値※2		
	H24	H26	H28	H33	H38	H43
中間市	44,696	43,367	42,769	39,306	37,648	36,219
水巻町	29,780	29,337	28,903	27,519	26,357	25,214
芦屋町	15,340	14,847	14,193	13,709	12,951	12,250
岡垣町	32,558	32,416	32,129	31,960	31,440	30,845
遠賀町	19,632	19,550	19,331	18,741	18,151	17,561
組合全体	142,006	139,517	137,325	131,235	126,547	122,089

※1：実績値は環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果より

※2：予測値は各市町の人口ビジョン、まち・ひと・しごと総合戦略等における将来人口を基に補間したもの

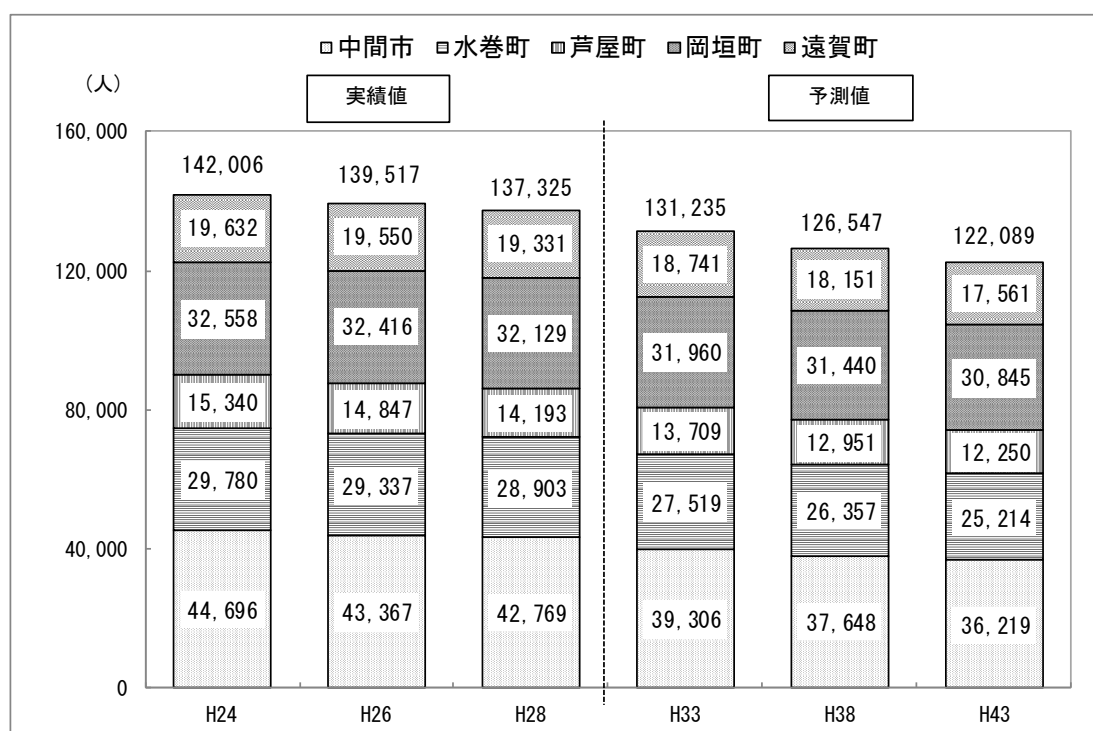


図4-1 人口の将来予測結果

第2節 ごみ排出量の将来予測

近年のごみ排出量の実態から今後のごみ排出量の予測を行うと、以下のとおりとなります。なお、ここでの予測は近年の傾向で推移した場合の予測となります。

このまま現在のごみ処理に関する取り組みを継続した場合、組合全体における年間のごみ排出量は減少傾向で推移し、平成33年度で40,522t/年、平成38年度で38,447t/年、平成43年度で36,695t/年と予測されます。

表4-2 ごみ排出量の将来予測結果

		実績値			予測値			
		H24	H26	H28	H33	H38	H43	
計画 収集 人口 (人)	中間市	44,696	43,367	42,769	39,306	37,648	36,219	
	水巻町	29,780	29,337	28,903	27,519	26,357	25,214	
	芦屋町	15,340	14,847	14,193	13,709	12,951	12,250	
	岡垣町	32,558	32,416	32,129	31,960	31,440	30,845	
	遠賀町	19,632	19,550	19,331	18,741	18,151	17,561	
	組合全体	142,006	139,517	137,325	131,235	126,547	122,089	
ごみ 排出量	中間市	t/年	14,325	14,037	13,200	11,980	11,241	10,684
		g/人・日	878	887	846	835	818	806
	水巻町	t/年	10,218	9,837	9,175	8,337	7,629	7,023
		g/人・日	940	919	870	830	793	761
	芦屋町	t/年	4,751	4,572	4,404	4,373	4,202	4,035
		g/人・日	849	844	850	874	889	900
	岡垣町	t/年	10,357	10,445	9,696	9,566	9,307	9,065
		g/人・日	872	883	827	820	811	803
	遠賀町	t/年	6,704	6,833	6,362	6,266	6,069	5,887
		g/人・日	936	958	902	916	916	916
	組合全体	t/年	46,355	45,724	42,837	40,522	38,447	36,695
		g/人・日	894	898	854	846	833	822

第5章 ごみ減量化等の数値目標

第1節 国・県等の一般廃棄物減量化目標

ごみの排出抑制や再資源化及び最終処分については、廃棄物処理の基本方針や循環型社会形成推進基本計画において国の目標値が設定されています。また、福岡県廃棄物処理計画においては、国の目標値を踏まえて県の目標値が設定されています。本組合管内の可燃ごみ処理業務を基本協定書に基づき委託している北九州市においても北九州市循環型社会形成推進基本計画の中で、市の目標値が設定されています。よって、これらの目標値等を勘案しつつ、本組合の目標値を設定します。

表5-1 廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月改正）における一般廃棄物の目標値

	平成32年度目標値
排出量	平成24年度比：約12%削減 1人1日当たりの家庭系ごみ※排出量：500グラム
再生利用率	約27%に増加
最終処分量	平成24年度比：約14%削減

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

表5-2 循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標値

	平成32年度目標値
国民、事業者双方に係る取組指標	「1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たり換算）」を平成12年度比で約25%減（約890グラム）とすることを目標
家庭系ごみについて	国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力を表す代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を、平成12年度比で約25%減（約500グラム）とすることを目標
事業系ごみについて	事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について、平成12年度比で約35%減とすることを目標

表5-3 福岡県廃棄物処理計画の目標値

	平成32年度目標値
排出量	平成26年度比：1%削減 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※：538グラム（平成26年度比：1%削減）
再生利用率	約23%に増加
最終処分量	平成26年度比：2%削減

出典：福岡県廃棄物処理計画（平成28年3月）

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

表5-4 北九州市循環型社会形成推進基本計画の目標値

	平成32年度目標値
市民1人一日当たりの家庭ごみ量※	平成21年度比で7%減量（470g/人・日以下） （平成26年度：495g/人・日であり、平成26年度比で約5%削減）
リサイクル率	35%以上（平成26年度：26.3%）

出典：平成28年8月改訂 北九州市循環型社会形成推進基本計画

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

第2節 本組合地域における数値目標

1. ごみ排出量の削減目標

ごみ排出量の削減目標は、平成24年度から平成28年度までの5年間の実績値の傾向や国、県、北九州市等の目標値を勘案した結果、組合では基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を北九州市に委託していることから、北九州市の目標値に準じた取り組みを実施していくことが適切であると考え、平成33年度（中間目標年度）における可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を、直近年度（平成28年度）比で5%削減することとします。また、遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおけるごみ受入量を、直近年度（平成28年度）比で10%削減することとします。

2. 資源化の目標

資源化の目標は、資源化の取組をさらに進めることにより、平成33年度（中間目標年度）におけるリサイクル率を30%以上とすることとします。

3. 最終処分の目標

本組合が行う最終処分については、ごみ排出量の削減と資源化を推進することにより、組合地域全体における平成33年度最終処分率を極力増加させないこととします。

4. 数値目標のまとめ

組合地域全体におけるごみ減量化等の目標（平成33年度目標）	
○ごみ排出量の削減目標：	
①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量 （平成28年度：733g/人・日 → 平成33年度：697g/人・日）	平成28年度比で5%削減
②ごみ受入量※（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ） （平成28年度：39,128t/年 → 平成33年度：35,216t/年）	平成28年度比で10%削減
○資源化の目標：	リサイクル率30%以上
（組合地域全体のリサイクル率 平成28年度：22.5% → 平成33年度：30%以上）	
○最終処分の目標：	最終処分率を極力増加させないこと

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量

なお、ごみ排出量の削減目標は2種類あることから、これらの目標をそれぞれ達成した場合のごみ排出量を試算すると、次のとおりです。

平成33年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績733g/人・日に対し、平成33年度は697g/人・日となります(表5-5①)。

一方、平成33年度に「ごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を平成28年度比で10%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績39,128t/年に対し、平成33年度は35,216t/年となります(表5-5②)。

表5-5 目標達成時のごみ排出量(組合全体)

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減した場合

(単位:g/人・日)

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
行政区域内人口(人)	137,325	131,235	126,547	122,089
計画収集人口(人)	137,325	131,235	126,547	122,089
可燃ごみ	686	651	651	651
不燃ごみ	20	20	20	20
粗大ごみ	27	26	26	26
合計	733	697	697	697

②ごみ受入量*を平成28年度比で10%削減した場合

(単位:t/年)

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
可燃ごみ	34,382	30,943	29,829	28,848
不燃ごみ	1,021	920	886	858
粗大ごみ	1,354	1,218	1,183	1,147
資源ごみ	2,371	2,135	2,053	1,986
合計	39,128	35,216	33,951	32,839

*ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)

(備考) ごみ排出量削減の数値目標を構成市町ごとに当てはめて、それぞれ目標達成時のごみ排出量を試算し、それらを合計したものを組合の目標とした。

5. 目標達成時の構成市町のごみ排出量

前項で設定したごみ排出量の削減目標（2種類）を構成市町ごとに当てはめて、それぞれ目標を達成した場合のごみ排出量を試算すると、次のとおりです。

1) 中間市

平成33年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績716g/人・日に対し、平成33年度は680g/人・日となります（表5-6①）。

一方、平成33年度に「ごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を平成28年度比で10%削減」という目標を達成した場合、平成28年度実績11,933t/年に対し、平成33年度は10,740t/年となります（表5-6②）。

表5-6 目標達成時のごみ排出量（中間市）

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を平成28年度比で5%削減した場合

（単位：g/人・日）

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
行政区域内人口(人)	42,769	39,306	37,648	36,219
計画収集人口(人)	42,769	39,306	37,648	36,219
可燃ごみ	678	644	644	644
不燃ごみ	19	18	18	18
粗大ごみ	19	18	18	18
合計	716	680	680	680

②ごみ受入量※を平成28年度比で10%削減した場合

（単位：t/年）

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
可燃ごみ	10,580	9,522	9,124	8,802
不燃ごみ	292	263	247	239
粗大ごみ	298	268	261	252
資源ごみ	763	687	660	636
合計	11,933	10,740	10,292	9,929

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）

2) 水巻町

平成 33 年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量を平成 28 年度比で 5%削減」という目標を達成した場合、平成 28 年度実績 762g/人・日に対し、平成 33 年度は 724g/人・日となります(表 5-7 ①)。

一方、平成 33 年度に「ごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を平成 28 年度比で 10%削減」という目標を達成した場合、平成 28 年度実績 8,548t/年に対し、平成 33 年度は 7,693t/年となります(表 5-7 ②)。

表 5-7 目標達成時のごみ排出量(水巻町)

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量を平成 28 年度比で 5%削減した場合

(単位:g/人・日)

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
行政区域内人口(人)	28,903	27,519	26,357	25,214
計画収集人口(人)	28,903	27,519	26,357	25,214
可燃ごみ	720	684	684	684
不燃ごみ	19	18	18	18
粗大ごみ	23	22	22	22
合計	762	724	724	724

②ごみ受入量*を平成 28 年度比で 10%削減した場合

(単位:t/年)

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
可燃ごみ	7,596	6,836	6,551	6,285
不燃ごみ	201	181	173	166
粗大ごみ	238	214	202	194
資源ごみ	513	462	442	425
合計	8,548	7,693	7,368	7,070

*ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)

3) 芦屋町

平成 33 年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量を平成 28 年度比で 5%削減」という目標を達成した場合、平成 28 年度実績 722g/人・日に対し、平成 33 年度は 686g/人・日となります(表 5-8 ①)。

一方、平成 33 年度に「ごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を平成 28 年度比で 10%削減」という目標を達成した場合、平成 28 年度実績 3,959t/年に対し、平成 33 年度は 3,564t/年となります(表 5-8 ②)。

表 5-8 目標達成時のごみ排出量(芦屋町)

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量を平成 28 年度比で 5%削減した場合

(単位:g/人・日)

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
行政区域内人口(人)	14,193	13,709	12,951	12,250
計画収集人口(人)	14,193	13,709	12,951	12,250
可燃ごみ	668	634	634	634
不燃ごみ	24	23	23	23
粗大ごみ	30	29	29	29
合計	722	686	686	686

②ごみ受入量*を平成 28 年度比で 10%削減した場合

(単位:t/年)

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
可燃ごみ	3,458	3,112	2,940	2,789
不燃ごみ	124	112	104	99
粗大ごみ	154	139	132	126
資源ごみ	223	201	189	179
合計	3,959	3,564	3,365	3,193

*ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)

4) 岡垣町

平成 33 年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量を平成 28 年度比で 5%削減」という目標を達成した場合、平成 28 年度実績 710g/人・日に対し、平成 33 年度は 674g/人・日となります(表 5-9 ①)。

一方、平成 33 年度に「ごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を平成 28 年度比で 10%削減」という目標を達成した場合、平成 28 年度実績 8,849t/年に対し、平成 33 年度は 7,964t/年となります(表 5-9 ②)。

表 5-9 目標達成時のごみ排出量(岡垣町)

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量を平成 28 年度比で 5%削減した場合

(単位:g/人・日)

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
行政区域内人口(人)	32,129	31,960	31,440	30,845
計画収集人口(人)	32,129	31,960	31,440	30,845
可燃ごみ	654	621	621	621
不燃ごみ	22	21	21	21
粗大ごみ	34	32	32	32
合計	710	674	674	674

②ごみ受入量*を平成 28 年度比で 10%削減した場合

(単位:t/年)

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
可燃ごみ	7,666	6,899	6,782	6,672
不燃ごみ	253	228	230	226
粗大ごみ	396	356	356	350
資源ごみ	534	481	470	463
合計	8,849	7,964	7,838	7,711

*ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)

5) 遠賀町

平成 33 年度に「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量を平成 28 年度比で 5%削減」という目標を達成した場合、平成 28 年度実績 779g/人・日に対し、平成 33 年度は 740g/人・日となります(表 5-10 ①)。

一方、平成 33 年度に「ごみ受入量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)を平成 28 年度比で 10%削減」という目標を達成した場合、平成 28 年度実績 5,839t/年に対し、平成 33 年度は 5,255t/年となります(表 5-10 ②)。

表 5-10 目標達成時のごみ排出量(遠賀町)

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量を平成 28 年度比で 5%削減した場合

(単位:g/人・日)

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
行政区域内人口(人)	19,331	18,741	18,151	17,561
計画収集人口(人)	19,331	18,741	18,151	17,561
可燃ごみ	720	684	684	684
不燃ごみ	21	20	20	20
粗大ごみ	38	36	36	36
合計	779	740	740	740

②ごみ受入量*を平成 28 年度比で 10%削減した場合

(単位:t/年)

区分	実績	目標		
	H28	H33	H38	H43
可燃ごみ	5,082	4,574	4,432	4,300
不燃ごみ	151	136	132	128
粗大ごみ	268	241	232	225
資源ごみ	338	304	292	283
合計	5,839	5,255	5,088	4,936

*ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)

第6章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 基本方針

本組合地域における循環型社会形成の推進及びごみの適正処理に向けての基本方針を次のように定めます。

ごみ処理の基本方針	
1) 循環型社会形成の推進	構成市町並びに組合は、北九州市と広域的な連携を図り、ごみの排出抑制、再使用、再資源化の3Rを基本とする循環型社会形成の構築を目指します。
2) ごみの排出抑制の推進	本組合地域を構成する各市町は、ごみの排出抑制に関する普及・啓発活動やごみ減量行動などに積極的に取り組み、ごみの排出抑制を進めていくものとします。
3) 資源化の推進	本組合地域を構成する各市町は、資源ごみの分別収集の徹底、集団回収やその他の取組に対する支援、事業者に対する再資源化の働きかけを通じてリサイクルに取り組み、組合では搬入ごみからの資源回収に努めることにより、地域全体として資源化を推進していきます。
4) ごみの適正処理	廃棄物処理法や各リサイクル法に基づき、廃棄物（ごみ）の適正処理・処分を行い、快適な生活環境づくりを推進します。
5) 中間処理施設の適正管理	ごみの適正処理を継続していくため、本組合が所管するごみの中間処理施設（遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザ）については、引き続き適正な管理と機能の維持に努めるとともに、今後は基幹的設備の更新など施設の延命化について検討していきます。
6) 最終処分場の適正管理	本組合が所管する一般廃棄物最終処分場は、残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から29年が経過しており浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、最終処分場の延命化について検討するとともに、適正な最終処分を図ります。

第2節 ごみの計画処理区域と処理主体

1. 計画処理区域

ごみの計画処理区域は、中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町の全域とします。

2. ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制

ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制については、今後も現行の体制を継続していくものとします。

表6-1 ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制

区 分	体 制		実施主体	運営形態
	可燃ごみ	不燃ごみ		
収集・運搬	可燃ごみ		遠賀・中間地域 広域行政事務組合	許可及び委託
	不燃ごみ			
	粗大ごみ			
	資源ごみ			
中間処理 最終処分	可燃ごみ		遠賀・中間地域 広域行政事務組合	基本協定書に基づき 北九州市へ委託
	不燃ごみ		遠賀・中間地域 広域行政事務組合	直営
	粗大ごみ			
	資源ごみ			

第3節 排出抑制・再資源化計画

1. ごみの排出抑制・減量化への取り組み

ごみの排出量を抑制し最終処分量の削減を図るためには、住民・事業者・行政が一体となり、同じ意識を持って課題の解決に取り組んでいくことが重要となります。

2. ごみの排出抑制及び再資源化のための方策

ごみの排出抑制と資源化（リサイクル）の推進を図るため、現在行っている取り組みを継続するほか、組合の構成市町と連携して取り組む施策として以下の取り組みについて検討を行います。

表6-2 ごみの排出抑制・減量化のための取り組み
 <現在の取り組み（施策）>

区分	取り組み（施策）
構成市町	・住民への指導・啓発
	・事業所への指導・啓発
	・集団資源回収奨励金（新聞紙、雑誌、雑紙、古着、ビン、アルミ缶）
	・古着の拠点回収
	・廃食用油回収
	・生ごみ処理容器、ダンボールコンポストの購入助成
	・電気式生ごみ処理機購入費助成
	・使用済小型家電拠点回収
	・水銀使用廃製品回収（体温計、温度計、血圧計他）
	・乾電池の拠点回収
	・蛍光灯の拠点回収
	・「残しま宣言」運動（北九州市施策）への参画
組 合	・自己搬入されたごみのうち、木材、草、剪定枝を民間業者へ資源化委託
	・自己搬入されたごみのうち、新聞紙、雑誌、ダンボールの売却
	・鉄、アルミ、ベッドスプリング等の金属売却
	・使用済小型家電リサイクル
	・乾電池リサイクル
	・蛍光灯リサイクル
	・古着リサイクル
	・容器包装リサイクル法に基づく資源化 （プラスチック製容器包装、ビン・カン、ペットボトル、食品トレイ）
	・紙パックをトイレトペーパーにリサイクル
	・リレーセンターに持ち込まれた家具類の再生品化
	・ごみ組成調査

<参考：ごみ減量化に関する取り組み（施策）事例>

区分	取り組み（施策）
行政の 取り組み 例	・ ホームページ、広報誌、SNS 等を活用した情報提供
	・ 食品ロスの削減（生ごみ3きり運動の推進、3010 運動の推進等）
	・ ごみ中の食品ロスの割合調査
	・ 事業系ごみの展開検査等による、紙類等の資源ごみの混入状況調査
	・ 多量排出事業者ごとの処理実態の把握
家庭での 取り組み 例	・ レジ袋を断る、マイバッグ持参の推進（1枚：約5～7g）
	・ 過剰包装を断る（包装紙1枚：約10～40g）
	・ 割り箸を貰わない（1膳：約4～5g）、使い捨ておしぼりを貰わない（1枚：約5g）
	・ 食べ残しをなくす（ごはん茶碗1杯：約150g、食パン6枚切り1枚：約60g）
	・ 食品を買い過ぎない（じゃがいも1個：約100g、トマト中玉1個：約150g）
	・ 生ごみのひと絞り（1世帯1日当たり：約40g）
	・ 詰め替え可能な商品を選択する （シャンプーボトルと詰め替え用パックの差：約40～80g）
	・ 菓子の空き箱を集団回収へ出す（1箱：約30～40g）
	・ レンタル品、中古品の利用
	・ フリーマーケットの利用
	・ 修理して使えるものはすぐ捨てずに修理して使う
事業者の 取り組み 例	・ 包装の簡素化、過剰包装の自粛（包装紙1枚：約10～40g）
	・ 量り売り、ばら売りの促進
	・ OA用紙をリサイクル業者回収に出す（A4用紙500枚：約3kg）
	・ 機密書類等のシュレッダーくずをリサイクル業者回収に出す（45L袋：約3kg）
	・ 新聞・チラシをリサイクル業者回収に出す（1紙分：約180g）
	・ 段ボールをリサイクル業者回収に出す（1枚：約0.5～1kg）
	・ 食品廃棄物をリサイクル業者回収に出す（45L容器：約20kg）
	・ 木くず類、布類をリサイクル業者回収に出す
	・ 電算化、ペーパーレス化の促進
	・ 多量排出事業者における廃棄物減量計画の作成

第4節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬については、現行の体制を維持していくこととし、本組合が主体となり毎年定める収集・運搬計画（一般廃棄物処理実施計画）に基づいて行うこととします。

具体的なごみ種別ごとの収集・運搬体制について以下に示します。

表6-3 ごみ種別ごとの収集・運搬体制

種類		収集主体	収集区域	収集回数	収集容器	収集方法
生活系ごみ	可燃ごみ	組合	管内全域	週2回	指定袋	ステーション
	不燃ごみ			月1回		
	ビン・カン			月2回		
	プラスチック製 容器包装			月2回		
	粗大ごみ			月1回	指定シール	戸別収集
	拠点回収 資源物			ペットボトル	随時	回収 ボックス
紙パック						
食品トレイ						
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者	管内全域 (業者毎 指定区域)	許可業者との 収集契約	指定袋	許可業者との 収集契約
	不燃ごみ					
	ビン・カン					
自己搬入	可燃ごみ	排出者	管内全域	必要の都度	飛散・流出 しない方法	
	不燃ごみ					
	粗大ごみ					

2. 収集運搬量の見込み

ごみ排出量の削減目標が達成された場合、ごみの収集運搬量は次のとおりと見込まれます。なお、収集運搬量は、本組合所管の遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおけるごみ受入量を表すことから、第5章 第2節「4. 数値目標のまとめ」に示す排出削減目標のうち、「平成33年度において、ごみ受入量を平成28年度比で10%削減」を達成した場合の数値としました。上記の目標達成時、組合全体における平成33年度の収集運搬量は35,216t/年と見込まれます。

収集・運搬体制については、ごみ量の減少や高齢化社会の進行に伴う収集支援の検討等、効率性や利便性等に配慮して進めていくものとします。

表6-4 収集運搬量*の見込み（目標達成時）

（単位：t/年）

区分		実績	目標		
		H28	H33	H38	H43
可燃ごみ	組合全体	34,382	30,943	29,829	28,848
	中間市	10,580	9,522	9,124	8,802
	水巻町	7,596	6,836	6,551	6,285
	芦屋町	3,458	3,112	2,940	2,789
	岡垣町	7,666	6,899	6,782	6,672
	遠賀町	5,082	4,574	4,432	4,300
不燃ごみ	組合全体	1,021	920	886	858
	中間市	292	263	247	239
	水巻町	201	181	173	166
	芦屋町	124	112	104	99
	岡垣町	253	228	230	226
	遠賀町	151	136	132	128
粗大ごみ	組合全体	1,354	1,218	1,183	1,147
	中間市	298	268	261	252
	水巻町	238	214	202	194
	芦屋町	154	139	132	126
	岡垣町	396	356	356	350
	遠賀町	268	241	232	225
資源ごみ	組合全体	2,371	2,135	2,053	1,986
	中間市	763	687	660	636
	水巻町	513	462	442	425
	芦屋町	223	201	189	179
	岡垣町	534	481	470	463
	遠賀町	338	304	292	283
合計	組合全体	39,128	35,216	33,951	32,839
	中間市	11,933	10,740	10,292	9,929
	水巻町	8,548	7,693	7,368	7,070
	芦屋町	3,959	3,564	3,365	3,193
	岡垣町	8,849	7,964	7,838	7,711
	遠賀町	5,839	5,255	5,088	4,936

*遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおけるごみ受入量
（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの合計）

第5節 中間処理計画

中間処理については、現行の体制を継続することとし、ごみ種別毎に適正に処理を行います。

なお、本組合は可燃ごみ処理施設を有しておらず、平成19年度より基本協定書に基づき可燃ごみ・可燃残渣の焼却及び焼却残渣の最終処分を北九州市に委託しています。安定したごみ処理事業を継続していくためには、北九州市との連携が必要不可欠であることから、今後も北九州市と一体となった資源循環型都市圏の形成に向け、北九州市との広域連携を維持し、各種ごみの適正処理を図ります。

1. 中間処理対象物と処理方法

1) 可燃ごみ

可燃ごみについては、遠賀・中間リレーセンター（中継施設）にて圧縮・積み替えを行い、基本協定書に基づき処理を委託している北九州市のごみ処理施設へ搬出し、焼却処理及び焼却残渣の最終処分を行います。なお、新聞紙・雑誌・段ボールは民間業者へ売却し、木材・草・剪定枝については、民間許可業者への処理委託を通じて資源化を行います。

2) 不燃ごみ・粗大ごみ

不燃ごみ及び粗大ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、破碎・剪断・圧縮等の中間処理を行い、鉄・アルミ等の資源物を回収後、可燃残渣については可燃ごみとともに北九州市へ搬出し、不燃残渣については、組合最終処分場にて最終処分を行います。なお、回収した資源物（使用済小型家電・鉄・アルミ・乾電池・蛍光灯・水銀体温計等）については民間業者への売却や処理委託を通じて資源化を行います。

3) 資源ごみ

資源ごみ（集団回収を除く）については、中間・遠賀リサイクルプラザへ搬入し選別・圧縮・再生処理等の中間処理を行い、資源化できるものは可能な限り資源化を行います。発生する可燃残渣及び不燃残渣は遠賀・中間リレーセンターへ搬出し、同施設で発生する残渣と同様の処理を行います。また、埋立残渣は組合最終処分場にて最終処分を行います。

2. 中間処理施設の適正管理

ごみの適正処理を継続していくため、遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザについては、引き続き適正な管理と機能の維持に努めるとともに、今後は基幹的設備の更新など施設の延命について検討していきます。

3. 中間処理量の見込み

ごみ排出量の削減目標が達成された場合、ごみの中間処理量は次のとおりと見込まれます。組合全体における平成33年度の搬入量は35,216t（集団回収量を除く）、焼却発生量（粗大ごみ等の中間処理により発生した可燃残渣を含む）は31,717tと見込まれます。

表6-5 中間処理量の見込み（目標達成時）

（単位:t/年）

中間処理量			実績	目標		
			H28	H33	H38	H43
搬入量	可燃ごみ	組合全体	34,382	30,943	29,829	28,848
		中間市	10,580	9,522	9,124	8,802
		水巻町	7,596	6,836	6,551	6,285
		芦屋町	3,458	3,112	2,940	2,789
		岡垣町	7,666	6,899	6,782	6,672
		遠賀町	5,082	4,574	4,432	4,300
	不燃ごみ	組合全体	1,021	920	886	858
		中間市	292	263	247	239
		水巻町	201	181	173	166
		芦屋町	124	112	104	99
		岡垣町	253	228	230	226
		遠賀町	151	136	132	128
	粗大ごみ	組合全体	1,354	1,218	1,183	1,147
		中間市	298	268	261	252
		水巻町	238	214	202	194
		芦屋町	154	139	132	126
		岡垣町	396	356	356	350
		遠賀町	268	241	232	225
	資源ごみ	組合全体	2,371	2,135	2,053	1,986
		中間市	763	687	660	636
		水巻町	513	462	442	425
		芦屋町	223	201	189	179
		岡垣町	534	481	470	463
		遠賀町	338	304	292	283
合計	組合全体	39,128	35,216	33,951	32,839	
	中間市	11,933	10,740	10,292	9,929	
	水巻町	8,548	7,693	7,368	7,070	
	芦屋町	3,959	3,564	3,365	3,193	
	岡垣町	8,849	7,964	7,838	7,711	
	遠賀町	5,839	5,255	5,088	4,936	
焼却発生量*	組合全体	35,241	31,717	30,580	29,577	
	中間市	10,797	9,717	9,310	8,983	
	水巻町	7,755	6,979	6,685	6,413	
	芦屋町	3,557	3,202	3,024	2,870	
	岡垣町	7,900	7,110	7,000	6,886	
	遠賀町	5,232	4,709	4,561	4,425	

*粗大ごみ等の中間処理により発生した可燃残渣を含む。

第6節 最終処分計画

最終処分については、ごみの排出抑制及びリサイクルを推進した上で、どうしても処分する必要が生じた廃棄物を適正に処分します。

1. 最終処分対象物と処分方法

最終処分方法は、現行の体制を継続することとし、焼却残渣については基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分を行い、その他の中間処理残渣については本組合が所管する最終処分場において最終処分を行います。

2. 最終処分場の適正管理

最終処分場に関しては、残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から29年が経過しており浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、最終処分場の延命化について検討するとともに、適正な最終処分を図ります。

3. 最終処分量の見込み

ごみ排出量の削減目標が達成された場合、ごみの最終処分量は次のとおりと見込まれます。組合全体における平成33年度の焼却残渣は4,021t、中間処理残渣は996t、合計で5,017tと見込まれます。

表6-6 最終処分量の見込み（目標達成時）その1

(単位:t/年)

最終処分量		実績	目標		
		H28	H33	H38	H43
直接埋立	組合全体	0	0	0	0
	中間市	0	0	0	0
	水巻町	0	0	0	0
	芦屋町	0	0	0	0
	岡垣町	0	0	0	0
	遠賀町	0	0	0	0
焼却残渣	組合全体	4,467	4,021	3,875	3,750
	中間市	1,369	1,232	1,180	1,139
	水巻町	983	885	847	813
	芦屋町	451	406	383	364
	岡垣町	1,001	901	887	873
	遠賀町	663	597	578	561
中間処理残渣	組合全体	1,107	996	961	930
	中間市	308	277	265	256
	水巻町	219	197	189	181
	芦屋町	119	107	101	96
	岡垣町	281	253	249	245
	遠賀町	180	162	157	152

表 6-6 最終処分量の見込み（目標達成時）その 2

最終処分量		実績	目標		
		H28	H33	H38	H43
最終処分合計 (t/年)	組合全体	5,574	5,017	4,836	4,680
	中間市	1,677	1,509	1,445	1,395
	水巻町	1,202	1,082	1,036	994
	芦屋町	570	513	484	460
	岡垣町	1,282	1,154	1,136	1,118
	遠賀町	843	759	735	713
最終処分率 (%)	組合全体	13.0	12.9	12.9	12.9
	中間市	12.7	12.7	12.7	12.7
	水巻町	13.1	13.1	13.1	13.1
	芦屋町	12.9	12.8	12.8	12.8
	岡垣町	13.2	13.1	13.1	13.1
	遠賀町	13.3	13.2	13.2	13.2

第 7 節 その他の計画

1. 不適正処理・不法投棄の防止

ごみの不適正処理及び不法投棄を防止するために組合構成市町と連携し、啓発やパトロール等の対策を行います。

2. 環境教育、普及・啓発活動の推進

ごみ問題や環境問題に対する理解と関心を深めるため、遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザへの施設見学の受け入れのほか、自治会や各種団体の会合におけるごみの排出抑制・リサイクルに関する説明会や広報誌等によるごみの分別方法についての情報提供等、組合構成市町が行う取り組みに対し、本組合として必要な支援・協力を行います。

3. 処理困難物について

本組合で、処理困難物として定める廃棄物については、収集・運搬・処理対象外とします。これらの処理困難物に関する排出先・排出方法等の情報提供等、組合構成市町が行う取り組みに対し、本組合として必要な支援・協力を行います。

4. 特別管理一般廃棄物について

1) PCBを部品中に使用した廃電気製品

PCBを使用した部品を含む廃電気製品については、本組合では処理できないため、排出者自らが販売店や製造業者へ引き渡すものとします。

2) 廃水銀（一般廃棄物である水銀使用製品から回収された廃水銀）

水銀を使用した廃製品（乾電池、蛍光灯、水銀体温計等）については、他のごみと区分して拠点回収し、民間業者に処理を委託するものとします。

5. 災害廃棄物について

地震や水害等の大規模災害発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、本組合だけでは対応が困難となることが想定されます。このため、以下のような対応について、組合構成市町と協議・調整を進めていきます。

- 地域内で発生した災害廃棄物への対応について、組合と構成市町の連携体制と役割分担の明確化。
- 災害廃棄物の一時保管場所（仮置場）候補地の検討、設定。
- 災害発生等の非常時に収集運搬、処理・処分等の対応が困難となった場合に備えて、福岡県、県内市町村・一部事務組合及び関係団体等との連携体制、相互支援体制の強化。
- 災害廃棄物処理計画の策定。

第8節 計画の進行管理

ごみの減量等の目標値を達成するためには、取り組みの状況や目標値の達成状況等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。

この考えに基づいて本計画では、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Act（改善・代替案）から成るPDCAサイクルによって、継続的な改善を図っていくものとします。

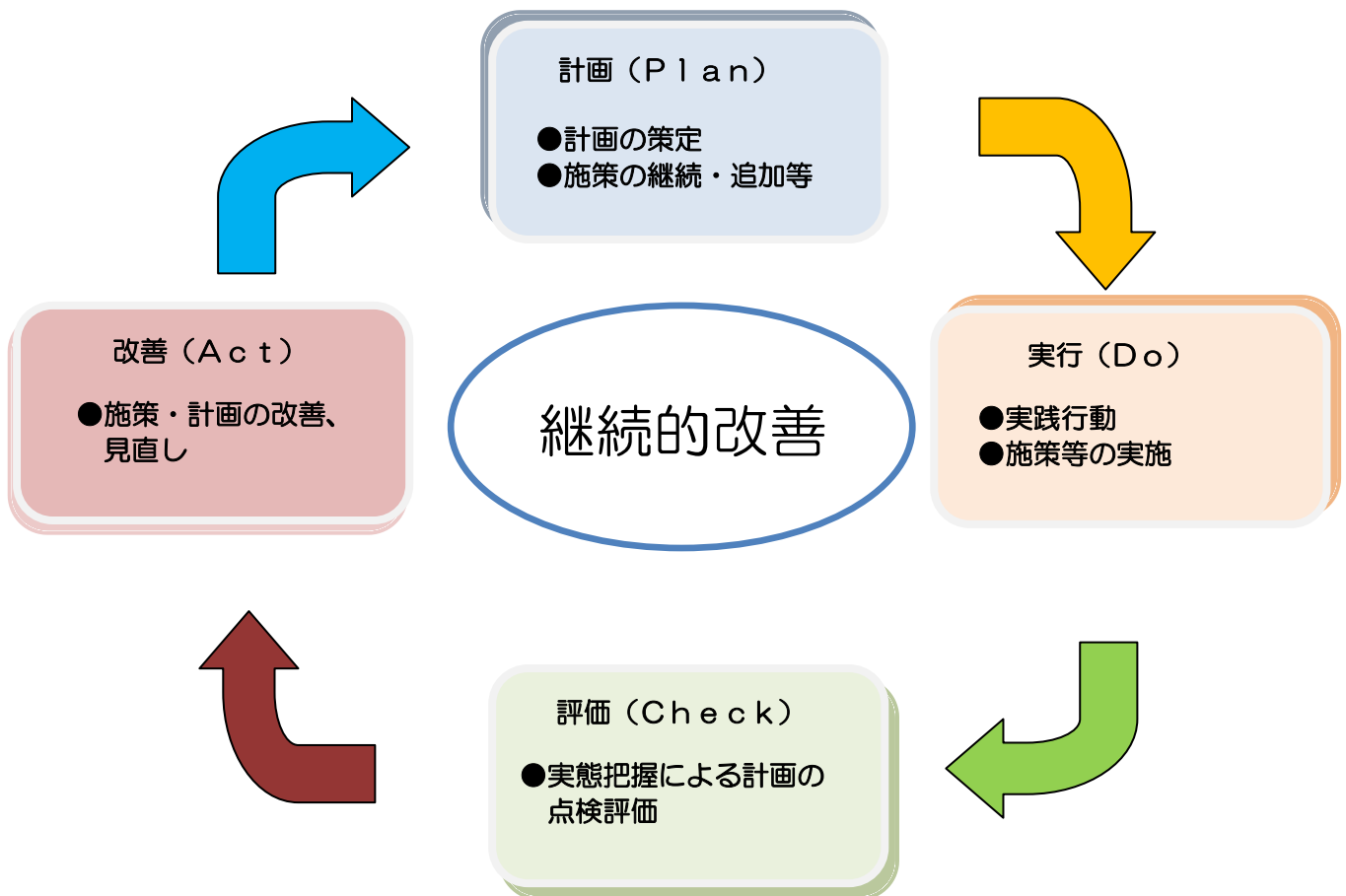


図6-1 計画の進行管理：PDCAサイクル（概念図）